ふじのくに
生物多様性地域戦略

【令和７年（2025 年）度 評価書】



静岡県自然保護課

目　　次

１　生物多様性地域戦略の概要・・・・・・・・・１

２　令和７年度の各施策の実績と評価・・・・・５

３　令和７年度の地域個別計画の実績・・・・・39

1 生物多様性地域戦略の概要

（１）地域戦略の目標

静岡県は、富士山をはじめ南アルプス、伊豆半島、浜名湖など変化に富んだ美しい自然にめぐまれています。

このめぐまれた県土を次世代へと継承していくために、生物多様性について県民みんなで理解し、行動していくことが必要です。

これらの自然が有する生物多様性にめぐまれた素晴らしい環境を後世に継承していくため、県では、「ふじのくに生物多様性地域戦略」を平成 30 年３月に策定しました。

ふじのくに生物多様性地域戦略の目標

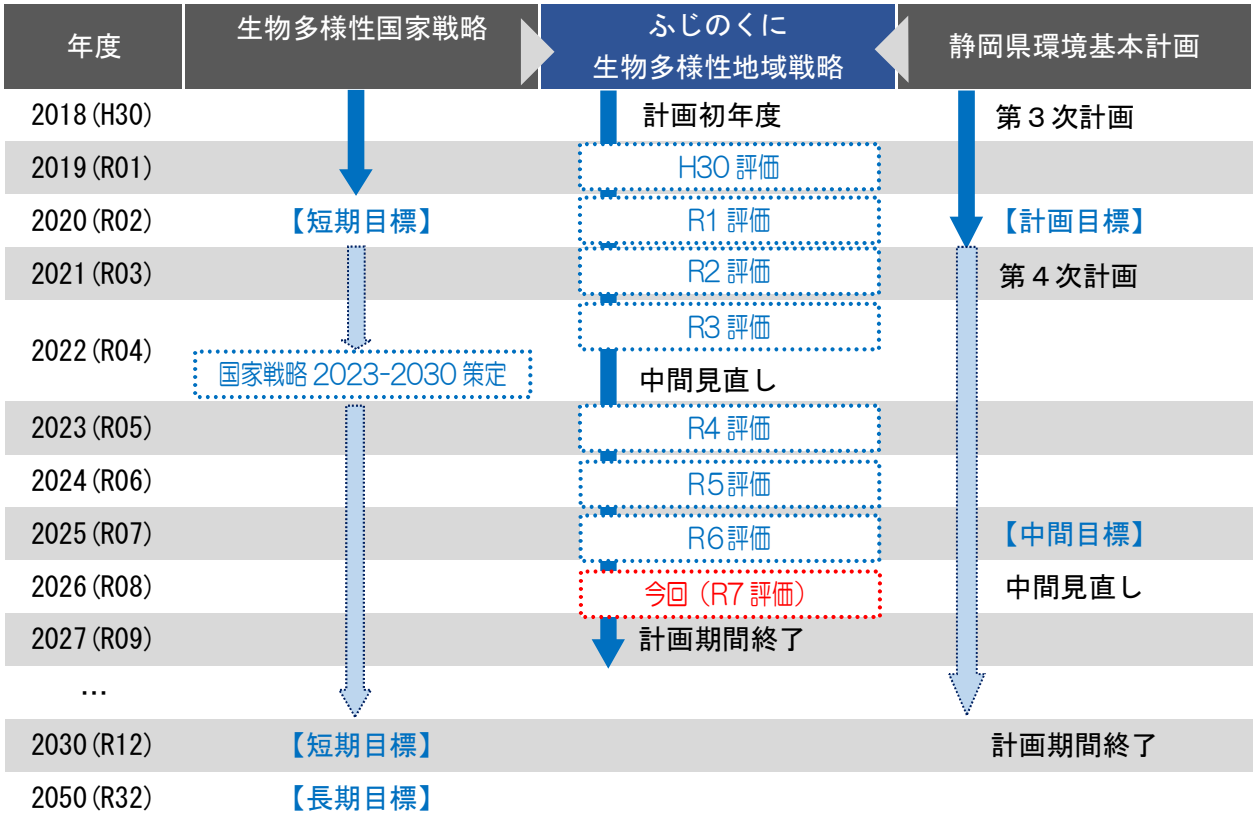
生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、
生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

（２）地域戦略の期間

生物多様性は長期的な見通しを必要とするものであり、生態系は 100 年単位、1000 年単位で変化を捉える必要があります。

本戦略では、長期的な視点に立った科学的知見のもとで、2018（平成 30 年）年４月１日から 2028（令和 10 年）年３月 31 日までの 10 年間を具体的な計画期間とします。

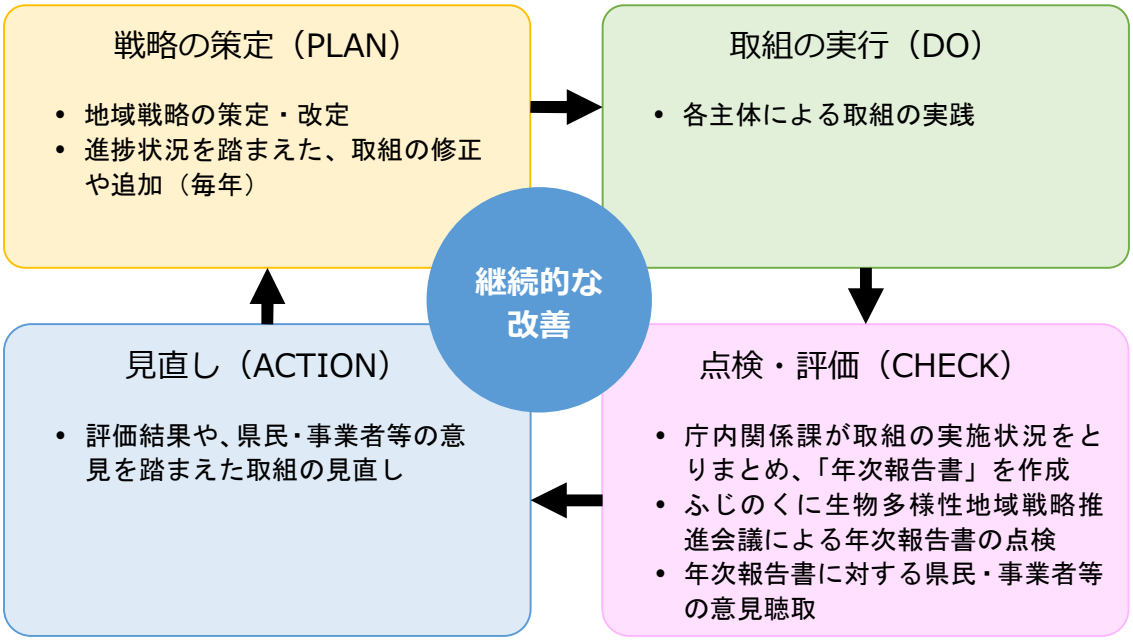
計画策定から５年が経過した 2023（令和５年）年３月に、社会情勢の変化や生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえて改訂を行いました。



※国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて、2030 年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」、2050 年ビジョンに「自然と共生する社会」を掲げています。

（３）PDCA サイクルによる進行管理

本戦略の推進に当たっては、「PDCA サイクル」（戦略の策定：PLAN、取組の実行：DO、点検・評価：CHECK、見直し：ACTION）の各過程で「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」による協議・調整を図り、取組の点検、評価及び戦略の見直しを行います。なお、PDCA サイクルの継続的な改善を行うに当たっては、社会情勢や環境の変化等に順応的に対応しながら実施していきます。



PDCA サイクルによる本戦略の進行管理

（４）戦略の基本的な考え方

▼ 本戦略の基本理念は、生物多様性国家戦略の理念を踏襲します

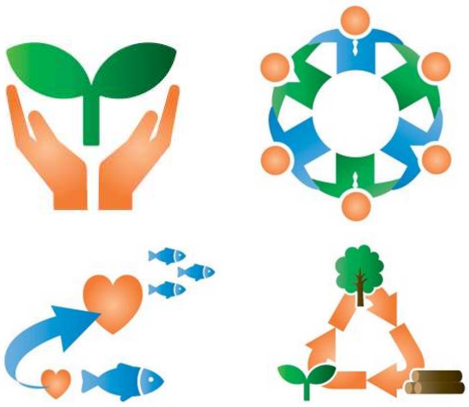
生物多様性の保全と持続可能な利用を目指すためには、古くから日本人が持っていた自然観を大切にし、自然と人が共生する社会の実現に向けて、みんなで行動していくことが必要です。

そのため、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の理念「自然のしくみを基礎とする　真に豊かな社会をつくる」を踏襲します。

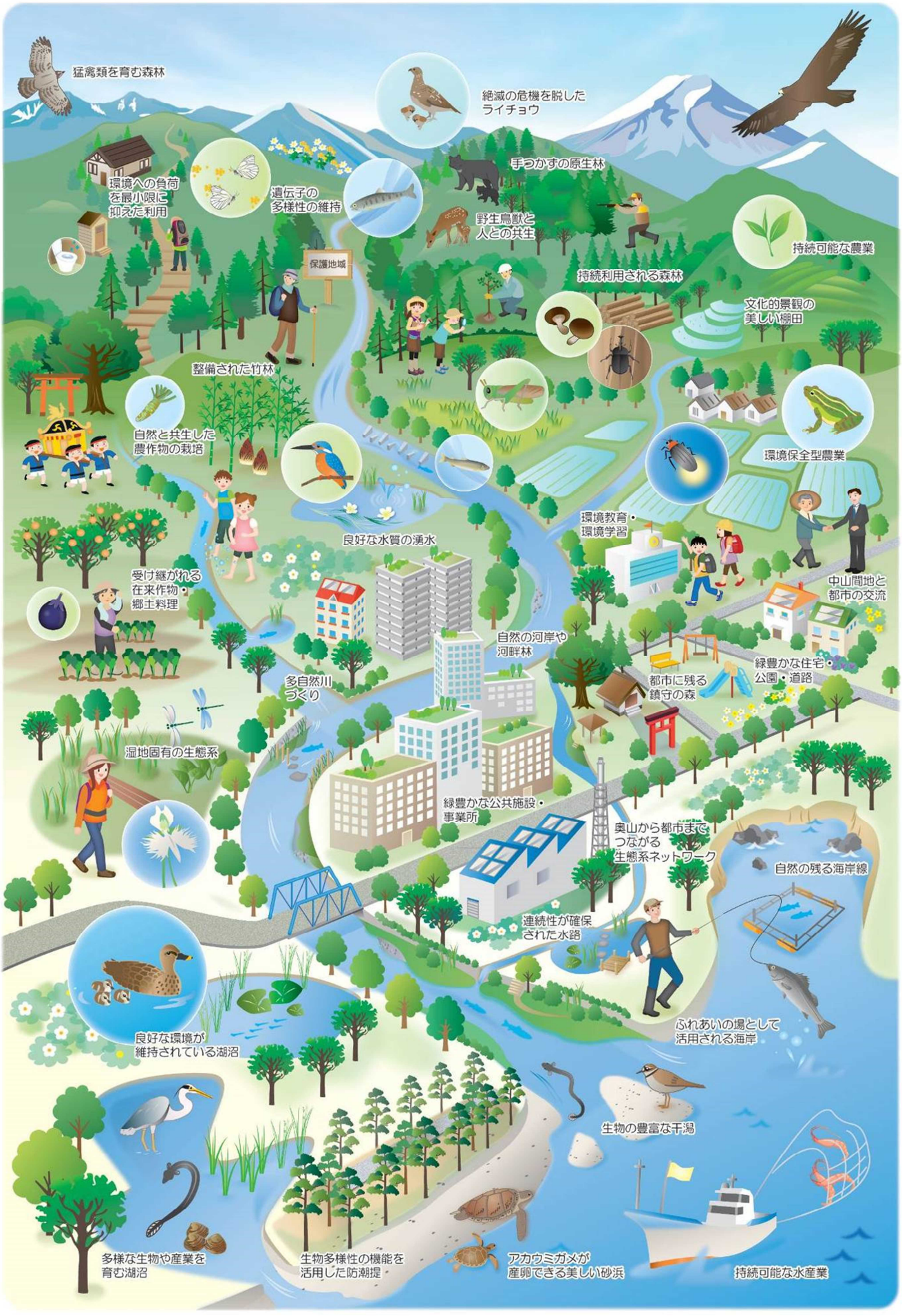
⇒ “ヒト”は生物多様性の一要素ですが、同時に人として生物多様性と共生していくために、９つの基本的視点により対応していきます。

９つの視点

①地域の固有性歴史性を重視する
②自然に委ねる
③人が働きかける
④保全・再生・創出する
⑤気候変動に対応する
⑥持続可能な利用をする
⑦いのちのめぐみを未来につなぐ
⑧防災・減災に活用する
⑨みんなで力を合わせる



（５）目指す将来像（イメージ図）



ふじのくに生物多様性地域戦略の体系

基本理念　自然のしくみを基礎とする　真に豊かな社会をつくる

目指す将来像　社会全体・生態系ごとの将来像

戦略の目標

生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、
生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

基本方向

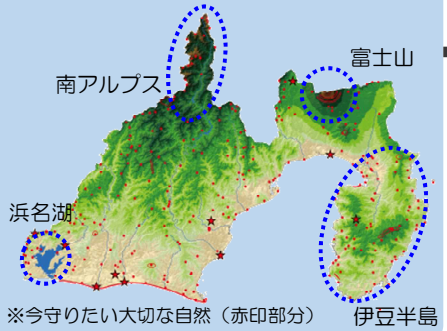
- 【基本方向１】多様な生物の個性とつながりを大切にする
- 【基本方向２】生物多様性を支える社会をつくる
- 【基本方向３】生態系を保全・再生・創出する
- 【基本方向４】特徴的な地域の環境を重点的に守る

行動方針

1　生物多様性に関する調査・研究の推進
2　希少野生動植物の保護
3　外来生物や遺伝的撹乱等の拡大防止
4　野生鳥獣の保護・管理
5　生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進
6　人と生物多様性が育む歴史・文化の継承
7　生物多様性に関する環境教育の推進
8　豊かな自然環境が残る奥山の保全
9　自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり
10　都市の自然再生・創出
11　河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保
12　海岸から深海につながる生態系の保全

行動計画（戦略・第４章）

- ○　伊豆半島
- ○　富士山
- ○　南アルプス
- ○　浜名湖
- ○　今守りたい大切な自然



※今守りたい大切な自然（赤印部分）

地域別個別計画（戦略・第５章）

2 令和７年度の行動計画の実績と評価

行動計画に掲げる施策ごとの進捗状況

（概要）

平成 30 年(2018 年) ３月に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」について、計画実施８年目となる令和７年度の「管理指標」の進捗状況及び施策の実施状況を確認した。

１ 管理指標の進捗状況

管理指標	◎	○	●	計
総合的な管理指標	0	1	0	1
基本方向１ 多様な生物の個性とつながりを大切にする	1	5	1	7
基本方向２ 生物多様性を支える社会をつくる	3	6	1	10
基本方向３ 生態系を保全・再生・創出する	0	8	2	10
計	4 (14.3%)	20 (71.4%)	4 (14.3%)	28

85.7%

＜管理指標の進捗状況区分＞

区分	進捗状況	基準
◎	計画を上回って実施（予定含む）	・実績値が目標値以上 ・実績値が期待値の推移の＋30%超 ・維持目標の指標は、実績値が目標値の 115%以上
○	計画どおり実施（予定含む）	・実績値が期待値の推移の±30%の範囲内 ・維持目標の指標は、実績値が目標値の 85%以上 115%未満
●	計画より遅れており、より一層の推進を要する	・実績値が期待値の推移の－30%未満 ・維持目標の指標は、実績値が目標値の 85%未満

・「期待値」は、計画最終年度（2027 年度）に目標を達成するものとして、基準値（2016 年度）から目標値（2027 年度）に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値

・「維持目標の指標」は、毎年度、目標（値）の達成を目指す指標

２ 評価・分析

・令和７年度の実績値（評価書公表までに実績が判明しない指標は、前年度又は前々年度の実績値）による進捗状況は、28 管理指標のうち４指標が「計画を上回って実施（◎）」、20 指標が「計画どおり実施（○）」、４指標が「計画より遅れており、より一層の推進を要する（●）」となり、◎及び○の割合は 85.7％であった。
・◎となっている指標のうち、「犬猫の殺処分件数」「自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数」「しずおか未来の森サポーター制度参加者数」は目標を上回る実績となり、前年度実績から更に取組が進んでいる。
・静岡県総合計画の策定に伴い変更した「一般廃棄物の最終処分量」については、実績が目標を上回っており、「海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」趣旨に賛同する団体数」「森林の公益的機能の発揮のため適切に管理されている森林面積」「緑化活動に参加する県民の数」「河川における BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準の達成率」についても、計画どおり進捗している。
・●となっている「狩猟者の登録件数」「県立青少年教育施設の利用者数」「認定茶草場面積」は、平成 28 年度の基準値を下回っており、更なる取組の強化が必要となっている。
・●となっている「南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物数」は、令和６年度に植物５種を追加指定し 11 種となり成果をあげているが、目標達成に向けては遅れが生じているため、今後も、県自然環境保護調査委員会において、条例指定種の検討、選定を進めていく。
・以上を踏まえて、一部取組の強化を要するものもあるが、全体としては概ね順調に進捗していると評価した。

総合的な管理指標

管理指標	基準値	実績		目標	評価区分
	2016 年度（H28）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7） a	2027 年度（R9） b	※a と b を比較
県内の野生生物の絶滅種数※	―（絶滅：12 種）	0 種（絶滅：12 種）	0 種（絶滅：12 種）	0 種（絶滅：12 種）	○
【参考・総合計画成果指標】保護地域及び保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の面積（30by30 目標の達成への貢献）	245,950ha（2024 年度）	245,950ha	245,709ha※	246,150ha（2028 年度）	―

※静岡県版レッドリスト 2017 に掲載されている絶滅種（12 種）以外で新たに「絶滅」のカテゴリーに選定された種数（既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く）
※OECM である自然共生サイトの認定に係るセミナーやアドバイザー派遣等により新規６件を認定し 46ha 増加した一方、有害獣の捕獲対策の要望があがった鳥獣保護区において見直しを行い 287ha が減少、結果として全体面積が 241ha 減少

【基本方向１】多様な生物の個性とつながりを大切にする

行動方針１　生物多様性に関する調査・研究の推進
行動方針２　希少野生動植物の保護
行動方針３　外来生物や遺伝的撹乱等の拡大防止
行動方針４　野生鳥獣の保護・管理

管理指標	基準値	実績		目標	評価区分
	2016 年度（H28）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7） a	2027 年度（R9） b	※a と b を比較
自然公園・自然環境保全地域面積	90, 343ha	90, 450ha	90, 450ha	90, 343ha	○
富士山登山道沿いの外来植物種数（特定外来生物に指定されている植物種数）　※調査４年毎	0 種	0 種	0 種	0 種	○
鳥獣保護区等の面積	187, 839ha	183, 592ha	183, 305ha	187, 839ha	○
狩猟者の登録件数	5, 158 人	4, 837 人	4, 761 人	6, 000 人	●
伊豆地域ニホンジカ生息頭数	約 44, 900 頭（2015 年度末）	約 24, 200 等（2023 年度）	約 20, 600 頭（2024 年度）	4, 600 頭	○※
富士地域ニホンジカ生息頭数	約 22, 900 頭（2015 年度末）	約 14, 000 頭（2023 年度）	約 12, 100 頭（2024 年度）	2, 400 頭	○※
犬猫の殺処分件数	719 頭（2019 年度）	33 頭	29 頭	0 頭（2030 年度）	◎

※「伊豆地域・富士地域ニホンジカ生息頭数」は、評価書公表時点で実績値が確定していないため、前年度の実績により評価

行動方針１　生物多様性に関する調査・研究の推進

［水辺の国勢調査］

・河川水辺の国勢調査は、河川では、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の ６項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等、河川構造物を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者数などを調査する「河川空間利用実態調査」の計８項目を調査。令和７年度は、安倍川において調査を実施。

［河川企画課］



魚類調査実施状況

［動植物や自然環境の調査］

・県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、希少野生動植物の調査会や希少魚類保全対策（河口調査）、昆虫調査（ヒメヒカゲ）、ツキノワグマの生息環境等の各種調査を実施。

・令和 11 年度に予定している静岡県レッドリスト及びレッドデータブックの改訂に向けて、令和６年度から８年度にかけて県内の希少野生動植物の現地調査等を実施。　［自然保護課］



希少野生動植物の調査会



希少魚類保全対策（河口調査）



昆虫調査（ヒメヒカゲ）

［各研究所や民間団体との連携による調査・研究等］

・生物多様性の脅威となっている地球温暖化の対策として炭素貯留技術を開発するため、果樹せん定枝等を活用したバイオ炭の製造、施用体系の開発を実施。令和７年度は、カンキツ由来のバイオ炭の理化学特性を調査し、炭化効率を考慮したバイオ炭製造方法を検討。

［農林技術研究所果樹研究センター］

・加害動物の行動特性に基づく防護柵の最適化と群れごと捕獲除去する技術の構築を実施。令和７年度は、三ヶ日町有害鳥獣駆除対策協議会の会員へアンケート調査を実施して防護柵設置後のウンシュウミカン被害及び防護柵の破損状況を把握したほか、ニホンジカの捕獲に有効な誘引餌を調査するために自動撮影カメラを用いて摂食行動を調査し、ウンシュウミカンの枝葉の嗜好性が高いことを解明。　［農林技術研究所森林・林業研究センター］

・牧草・飼料作物の減収や品質の低下を招く特定外来生物アレチウリの新たな防除技術の開発を実施。令和７年度は、植物生長阻害物質シアナミドを放出するヘアリーベッチとの混植や石灰窒素の散布によるアレチウリ種子の発芽阻害効果を検討したほか、日長反応を利用した花芽形成阻害技術を開発するため、アレチウリの花芽分化に必要な暗期の長さを確認。　［畜産技術研究所］

・伊豆の豊かな海を守る海藻移殖研究を実施。令和７年度は、海藻のアントクメが高水温環境下でも生育し、カジメよりも食害に遭いにくく、アワビの餌料海藻として有効なことを明らかにし、また、食害防除策を講じることで母藻移殖によるアントクメ藻場の拡大を実施。

［水産・海洋技術研究所］

・南アルプス、天城山等高標高地域に気候変動モニタリング体制を構築し、気象観測や撮影を実施。
・河川底質中マイクロプラスチック汚染実態調査に関する研究を実施。令和７年度は、農業地域として、弁財天川水系６地点及び前川・菊川水系各１地点の計８地点で調査を実施。
［環境衛生科学研究所］


気候変動モニタリング
結氷した八丁池

・茶草場において生物多様性調査を実施。令和７年度は、４市３か所で哺乳類、爬虫類・両生類、鳥類及び昆虫類の調査を実施。
［世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会、お茶振興課、NPO 法人静岡県自然史博物館ネットワークとの協働］


茶草場で確認された
カケガワフキバッタ

［ミュージアムを中心とした調査・研究等］

・ふじのくに地球環境史ミュージアムにおいて、県内自然環境の考察・理解に資する諸地域での調査研究、自然史標本の収集保管、成果の発信（展示・出版等）、各種イベント等での教育普及を実施。
・標本と解説をセットしたユニット（ミュージアムキャラバン）を巡回展示。（令和７年度：４箇所（延べ８回）、観覧者数 143,656 人）
・標本や写真パネルによる展示（ミニ博物館）を実施。（令和７年度：11 箇所（延べ 16 回）、130,229 人）
［文化政策課・ふじのくに地球環境史ミュージアム］


移動ミュージアム


ミニ博物館

行動方針２　希少野生動植物の保護

［希少野生動植物の調査］

・土地の改変面積が５ha を超える開発を行う場合、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種を含め、自然環境についての調査及び保全対策を実施するように指導。　［自然保護課］

⇒ 本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では全国約 160 種のうち 51 種、鳥類では全国約 700 種のうち 414 種の生息、植物では全国約 7,000 種（蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く）のうち、3,419 種の生育が確認されている。

⇒ 県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物 10 分類群を対象とした静岡県レッドリスト（R2.3 改訂）では、評価対象とした県産種 13,445 種のうちの約１割に当たる 1,263 種を絶滅危惧種としている。

［レッドデータブックの普及］

・絶滅の可能性のある野生生物の分布や生息・生育状況について詳細に取りまとめた静岡県レッドデータブック初版（平成 16 年３月）を公表。

・初版発行時からの状況変化を調査し、改訂版を作成。平成 31 年３月に「動物編」、令和２年３月に「植物・菌類編」を県ホームページに公表。静岡県レッドデータブックの内容を分かりやすく編集した「普及版」を出版。

・令和 11 年度に予定しているレッドデータブックの改訂に向けて、令和６年度から８年度にかけて県内の希少野生動植物の現地調査等を実施。これまでの調査で得られた生息・生育地情報等の情報のデジタルデータ化による精度向上を実施。　［自然保護課］







改訂した静岡県レッドデータブック　「動物編」（左）、「植物・菌類編」（中央）、「普及版」（右）

［条例等による保護］

・静岡県希少野生動植物保護条例（平成 22 年条例第 37 号）に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ、ヒメヒカゲの 11 種類の動植物に加え、令和７年３月、新たにミヤマハナワラビ、キタダケデンダ、アカイシリンドウ、オノエリンドウ、タケネシダの５種類の植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制。



カイコバイモの生育環境整備活動

・各種団体や保護監視員と連携し、生息・生育状況の調査や保護監視、生息・生育環境整備等の保護対策を推進。　［自然保護課］

［30by30 目標に基づく生物多様性の保全］

・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。明神峠、函南原生林、愛鷹山の見直しが完了、現在、渋川、気田川及び京丸・岩岳山自然環境保全地域の見直し作業中。［自然保護課］

自然環境保全地域の見直し状況

自然環境保全地域名	沿革	見直し内容
明神峠自然環境保全地域	指定 S50.2.20 見直し R2.7.10	①区域線の変更（実際の状況に変更） ②保全施設計画の変更(看板の新設、巡視歩道の追加)
函南原生林自然環境保全地域	指定 H5.4.30 見直し R2.7.10	①区域の見直し（特別地区の追加） ②保全施設計画の変更(看板の廃止、巡視歩道の追加)
愛鷹山自然環境保全地域	指定 S50.2.20 見直し R6.4.16	①区域線の変更（実際の状況に変更） ②区域の追加（普通地区の追加 2,171→2,273ha） （特別地区の増加 1,027→1,029ha） ③保全施設計画の変更（看板の新設・廃止）
渋川自然環境保全地域	指定 S49.6.7	見直し作業中
気田川自然環境保全地域	指定 S49.6.7	見直し作業中
京丸・岩岳山自然環境保全地域	指定 S50.2.20	見直し作業中
桶ケ谷沼自然環境保全地域	指定 H3.3.29 見直し H14.2.8	①保全計画の変更（県、市、団体の役割等を追加）

［傷病希少野生動物の保護］

・日本平動物園と浜松市動物園の２か所において、ケガをした野生鳥獣を保護。

・動物園での治癒後すぐに放鳥獣できない野生鳥獣の保護を行う傷病野生鳥獣保護サポーターに令和７年度は新たに１名を認定（令和８年１月末 67 名）。３件の傷病野生鳥獣の保護を依頼。

［自然保護課］

傷病鳥獣保護件数（令和７年度）

区分	鳥類	獣類	合計
日本平動物園	19(3)	1(0)	20(3)
	17(2)	1(0)	18(2)
浜松市動物園	14(8)	0(0)	14(8)
	14(8)	0(0)	14(8)
計	33(11)	1(0)	34(11)
	31(13)	1(0)	32(13)

※上段は保護件数の合計、下段は静岡県レッドデータブック掲載種の保護件数（内数）
（ ）内は放鳥獣数で内数。



サポーターに保護を依頼したフクロウ

［アカウミガメの保護］

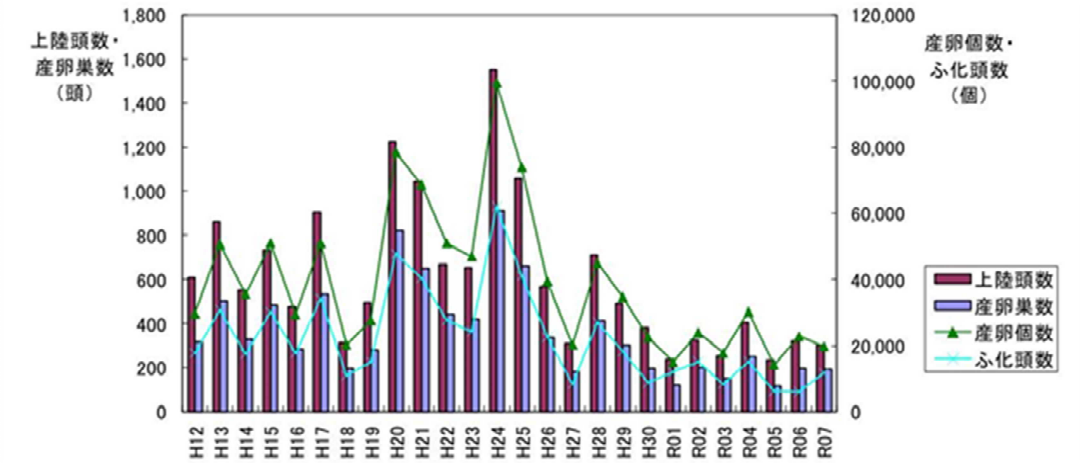
・遠州灘海岸において、環境保護団体と連携し、アカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などの保護事業を実施。

・アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を行うとともに、海岸のクリーン作戦を実施。（遠州灘の令和７年度実績　産卵巣数：194 頭、産卵個数：19,818 個）［自然保護課］

・アカウミガメの生息域に配慮するため、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅を維持。［河川海岸整備課］



盗掘防止パトロール



遠州灘（御前崎市から浜松市まで）におけるアカウミガメ上陸数等

［ニホンウナギの資源管理］

・内水面漁場管理委員会指示を更新し、10～２月のウナギの採捕禁止を継続。
※令和８年漁期（令和７年 11 月～令和８年４月）の本県のシラスウナギの池入れ実績は 1.6 トン/割当量 2.1 トン。　［水産資源課］

［自然再生事業時における配慮］

・「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき、富士山静岡空港周辺に生息・生育する希少動植物の保護・保全を適切に実施。ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の維持管理などを実施。
［空港管理課］

・麻機遊水地において、貴重な自然環境の保全、自然再生事業を推進するため、動植物調査、特定外来生物ナガエツルノゲイトウの駆除活動などを実施。　［河川企画課、河川海岸整備課］

・県立静岡北特別支援学校では、「麻機遊水地保全活用推進協議会」と協働して「地域と歩む麻機遊水地保全活動プロジェクト『麻活』」を実施。　［特別支援教育課］


空港周辺のビオトープ


麻機遊水地区における活動

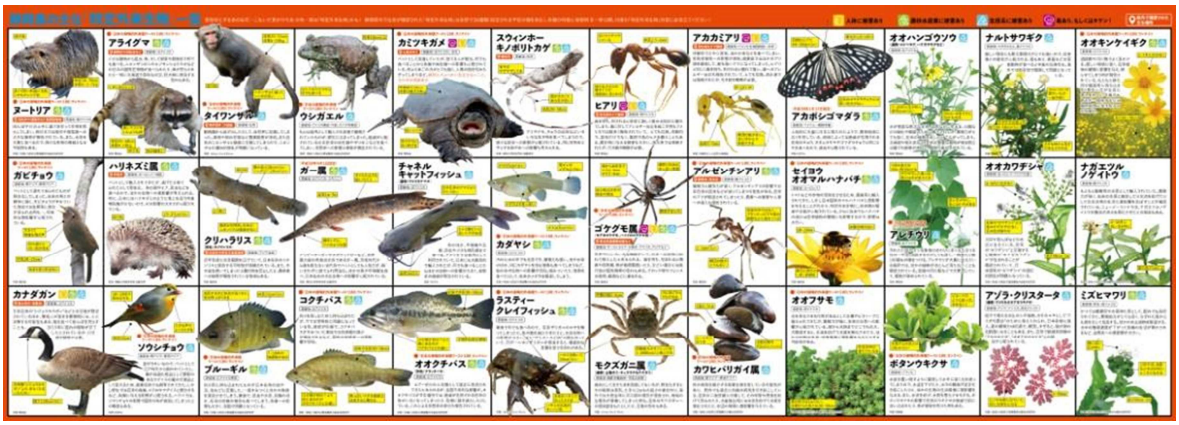

静岡北特別支援学校
（取材・フィールドワーク）

行動方針３　外来生物や遺伝的撹乱等の拡大防止

［外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発］

・タイワンリス（クリハラリス）、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査（平成 15～23 年度）、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果や確認情報等から、県内において動物 30 種類、植物 11 種類、計 41 種類を確認。（令和８年４月末現在）
・特定外来生物対応庁内連絡会を開催。
・特定外来生物に関する知識について、リーフレットやホームページ等により普及・啓発。
・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力、防除方法について、市町職員を対象に研修を実施。
・天竜川・都田川流域の関係市町、民間団体による連絡会を開催し、ヌートリア等の特定外来生物対策の取組を情報共有。
・環境省実施のヒアリ類に係る港湾調査及び研修会等への協力。
・富士山麓外来植物等調査を実施。　［自然保護課］

・不快害虫ヤンバルトサカヤスデの県内分布把握と普及・啓発。　［環境衛生科学研究所］



「ストップ！特定外来生物」リーフレット（静岡県の主な「特定外来生物」一覧）

［外来生物の駆除・移動制限］

・ヒアリ・アカカミアリについて、施設管理者及び事業者向け研修会を開催するとともに、国と連携し、専門家の指導のもと、早期発見・駆除・定着防止を実施。
・各市町において、セアカゴケグモを駆除。（令和７年度：静岡市、御前崎市、掛川市等で発見）
・桶ケ谷沼において、アメリカザリガニを駆除。
・清水港において、遮光シートによるナガエツルノゲイトウの防除に係る実証実験を実施。
［自然保護課］

・定期コンテナ航路を有する清水港や御前崎港において、清水港管理局及び御前崎港管理事務所がベイト（誘引剤）を活用したヒアリ等の目視調査等を実施。清水港及び御前崎港は、環境省指定の「ヒアリが分布する国又は地域と定期コンテナ航路を有している港湾（65 港湾）」対象であり、特に清水港は外貨コンテナ取扱量最上位に位置しており、特にヒアリの侵入可能性が高いと考えられる港湾（15 港湾）に指定されているため、ヒアリの主な活動時期（春～秋）に月１回程度で調査を実施。令和７年度、環境省の港湾調査では、清水港及び御前崎港でのヒアリ類の発見はされていないものの、他港湾でのヒアリ類確認事例を各事務所及び港湾関係事業者と共有し、早期発見、定着防止を図っている。（令和７年７～10 月）　［港湾企画課］

・富士山静岡空港において、富士山静岡空港株式会社（運営権者）が、捕獲キットを設置してヒアリ等の生息状況調査を毎月実施、専門家による踏査を年１回実施。国からのヒアリ等生息調査要請を受けて調査結果を随時報告。（ヒアリ等の発見なし）　［空港管理課］

・外来生物法に基づき、オオクチバス（ブラックバス）やブルーギルの飼育・保持・運搬等の禁止、防除の促進等を実施。 ［水産資源課］

・県立森林公園において、指定管理者（(株)ヤタロー）がボランティア等と協力し、鋭いトゲのある外来植物のメリケントキンソウや特定外来生物のオオキンケイギクの駆除活動を実施。
・しずおか里山体験学習施設「遊木の森」において、運営受託者（認定 NPO 法人しずおか環境教育研究会）がボランティア等と協力し、外来植物のワルナスビの駆除活動を実施。 ［環境ふれあい課］


ワルナスビの駆除活動

［遺伝的撹乱に配慮した漁業］

・栽培漁業において、放流海域の親魚となるトラフグ８尾、ノコギリガザミ 20 尾を浜松市、クルマエビ 188 尾を愛知県から入手し、系統が偏らないよう全て入替え。また、ヒラメ９尾を御前崎市、クロアワビ 35 個を伊東市から入手し、これらは親魚を増やすため追加。育成した種苗は、ヒラメを御前崎沿岸、クロアワビを伊豆半島沿岸、トラフグを伊勢湾、ノコギリガザミとクルマエビを浜名湖で放流。 ［水産資源課］

［動物の愛護と遺伝的撹乱への配慮］

・飼い主に対し、終生飼養、適正飼養、所有者明示等の指導を実施。（指導件数：3,001 件）
・不妊去勢措置を実施し、現状以上に繁殖しない状態にしたうえで、地域住民等が協力して給餌やトイレの管理を行い、寿命を全うさせる地域猫活動を支援。
・犬猫の殺処分頭数は、これまでの取組により、令和元年度 719 頭から令和７年度 29 頭と大幅に減少。 ［衛生課］

＜犬猫の殺処分頭数＞

年度	R4	R5	R6	R7
犬・猫	102 頭	65 頭	33 頭	29 頭
犬	1 頭	2 頭	3 頭	1 頭
猫（子猫）	101 頭（80 頭）	63 頭（52 頭）	30 頭（23 頭）	28 頭（13 頭）

行動方針４　野生鳥獣の保護・管理

［鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定］

・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の指定、捕獲者の許可基準など、県の鳥獣保護管理事業の指針となる「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」を令和４年３月に策定。

・鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を指定。

＜鳥獣保護区等の面積（令和７年度）＞　（単位：ha）

特別保護地区		鳥獣保護区		狩猟鳥獣捕獲禁止区域		特定猟具使用禁止区域		指定猟法禁止区域		猟区		計	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
4	6,041	105	137,042	4	4,072	105	34,651	1	815	1	684	220	183,305

・狩猟者に狩猟可能な区域を分かりやすく示すため、鳥獣保護区等位置図を狩猟登録者に配布したほか、狩猟地図を GIS により公開。

・第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定に合わせ、生息頭数が著しく増加し、生態系や農林業への影響が懸念される鳥獣（ニホンジカ、イノシシ及びカモシカ）について、長期的な視点から管理を図るための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定。

・ニホンジカ生息密度調査、カモシカモニタリング調査を実施。

・近年、県内での目撃数が増加し、生息域の拡大が懸念されるツキノワグマについては、令和６年度から開始した県内の生息頭数の推計や GPS による行動圏等の生息実態調査の結果を踏まえ、学識経験者等で構成する「静岡県ツキノワグマ保護・管理の在り方検討会」の開催（令和７年８月 29 日、12 月 23 日）等により、令和８年度中の「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に向けて計画案を検討。

・「第５次 野生鳥獣管理対策アクションプログラム（令和７年度～令和 10 年度）」を策定し、一層の対策を進めるため、鳥獣管理対策の３つの柱（個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理）を踏まえた取組方針等を設定。　［自然保護課］



調査で撮影されたツキノワグマ
（令和６年、富士山麓）

・アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、有識者、漁協、保護団体、行政等で構成する「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、より効果的・効率的な対策のあり方を検討。近隣都府県により構成される「カワウ広域協議会」に出席し情報共有。　［水産資源課］

・「第５次 野生鳥獣管理対策アクションプログラム（令和７年度～令和 10 年度）」に基づき、市町による「鳥獣被害防止計画」の策定を促進。　［食と農の振興課］

［被害防止や個体群調整による鳥獣被害対策］

・ニホンジカについて、平成 16 年度から第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数を適正な数まで減らすための管理捕獲を実施。

※推定生息頭数は、平成 28 年度のピーク時と比べ、伊豆地域では 53%、富士地域では 42%減少しているが、依然として生息頭数は多い状態が続いている。

※これまで高い捕獲圧を掛け続けたことにより、生息地の奥地化やわなへの警戒心が高まったことで、捕獲が困難になってきている。　［自然保護課］

＜管理捕獲による捕獲数＞　　（単位：頭数）

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R6
伊豆	9,136 (37,100)	9,323 (32,200)	7,656 (28,800)	7,816 (24,200)	8,139 (20,600)	8,025
富士	4,326 (18,900)	4,391 (17,100)	3,972 (15,400)	3,474 (14,000)	4,121 (12,100)	4,259
富士川以西	843	889	1,428	1,485	1,766	1,592
計	14,305	14,603	13,056	12,775	14,026	13,876

※伊豆及び富士地域の下段（　）内は、捕獲頭数に基づく階層ベイズ法による令和６年度末時点の推定生息数。統計の手法上、全てのデータを解析し直して生息数を推定するため、推定する度に数値が変動する。

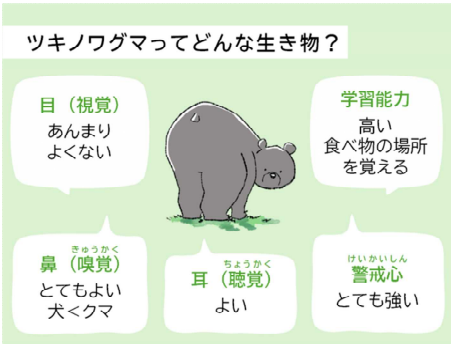
・ニホンジカの管理捕獲において、ドローンや、捕獲従事者の報告事務等の軽減を図るために県と民間会社で開発した携帯アプリ「HUNTER GO!」等のデジタル技術を活用して、効果的かつ効率的な捕獲を推進。

・南アルプスの高山植物をニホンジカの採食圧から守るため、防鹿柵の設置等の植生保護対策及び復元活動をボランティア団体との協働により実施。

・ツキノワグマの出没対応に当たる市町等を支援するため、ツキノワグマの専門研修（令和７年８月６日、約 70 人参加）、令和７年９月に施行された「緊急銃猟制度」の実施体制の整備に向けた対応マニュアル雛形の配布や資材の補助・貸出し等を実施。

・ツキノワグマによる被害を防止するため、「クマ出没マップ」の県ホームページでの公開による注意喚起、団体等を対象にしたツキノワグマの生態や対処に係る研修会（５回）、こども世代等への普及啓発を行うためのプログラムの開発等を実施。　［自然保護課］





ツキノワグマ普及啓発プログラムのスライド

・銃器によるカワウ駆除を実施する県内漁協に助成し、毎年一定数のカワウを駆除。（令和５年度:1,057 羽、令和６年度:865 羽、令和７年度：1,024 羽）　［水産資源課］

・市町の鳥獣被害防止計画に基づく活動を支援。（令和７年度補助金 128,446 千円）

・市町の鳥獣被害防止計画に基づく取組を適切に実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を推進。（令和８年３月末現在の設置市町数 28）

・侵入防止柵の整備支援、地域の鳥獣被害対策の指導者である静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成、農業者自らによる被害防止対策の実施に向けた技術支援などを推進。（令和７年度:アドバイザー養成 15 人、技術支援研修会８回・参加者合計 291 人）　［食と農の振興課］

・森林環境保全直接支援事業により獣害防止柵の設置を支援。（令和７年度実績：32,950m）

［森林整備課］

［狩猟者の育成確保・指導と獣肉の利活用］

・ニホンジカの管理捕獲や被害防止目的の捕獲（有害鳥獣捕獲）等の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修に加え、第一線で活躍するハンターを育成するスペシャリスト養成研修や、狩猟に興味を持っている方を対象とした入門セミナー、学生向けに狩猟免許取得に向けた予備講習を実施。（令和７年度参加者数：99 人）

・緊急銃猟等のツキノワグマの捕獲対応に従事する狩猟者等を対象にした研修会を開催。（令和８年２月 20 日、21 日、約 130 人参加）

・狩猟や被害防止目的の捕獲（有害鳥獣捕獲）を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反を防止する指導・取締りを実施。［自然保護課］

・県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ、イノシシ）」に基づく食肉加工を推進。

・鳥獣被害防止総合対策交付金事業により給食等へのジビエの消費拡大を推進するため、ジビエ利活用研修会を開催。（令和７年度参加者数：25 人）［食と農の振興課］





ジビエ利活用研修会

［人獣共通感染症への対応］

・家きんの高病原性鳥インフルエンザについては、飼養施設での発生予防対策の徹底を図るとともに、万一発生した場合に備え、防疫訓練や防疫資材の備蓄などの危機管理対策を実施。［畜産振興課］

・全世界で発生している狂犬病の国内侵入・まん延防止に備え、犬の狂犬病予防注射率の向上を推進。（令和７年度静岡県内狂犬病予防注射率 77.8％）［衛生課］

・マダニが媒介する感染症について、県ホームページ等により広報するほか、報道機関を通じて県民への呼びかけを行うなどの注意喚起を実施。（令和７年度県内患者数：日本紅斑熱 28 人、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）14 人）［感染症対策課］

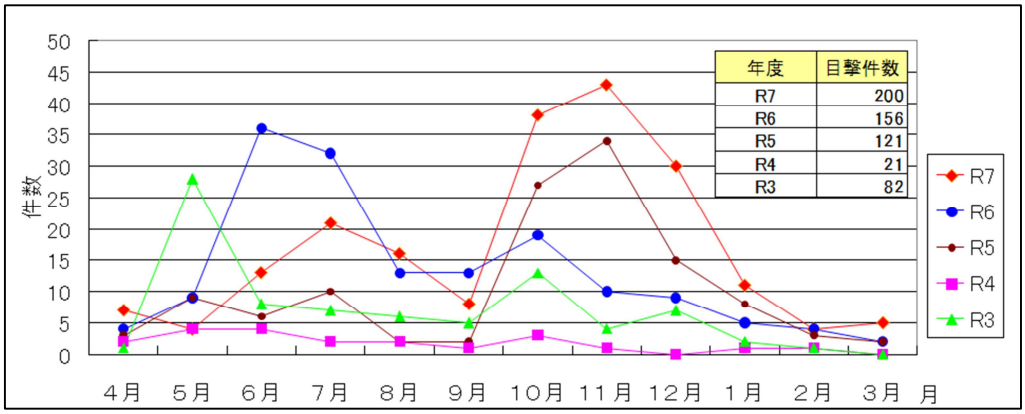
【トピックス】 静岡県におけるツキノワグマの状況

静岡県においては、富士川以西の北部の山岳地帯を主要な生息地とする「南アルプス地域個体群」と富士山周辺を主要な生息地とする「富士地域個体群」の２つの地域個体群があり、静岡県レッドデータブック 2019【動物編】では、「富士地域個体群」を「絶滅のおそれのある地域個体群」（LP）に分類しています。

1990 年代前半までは全国的にクマの生息数の減少が懸念され、狩猟が自粛されるなど回復に向けた施策がとられ、静岡県においては現在も狩猟を自粛しています。

一方で、近年は中山間地域の人口の減少や山林の利用が減ったことなども要因となり、人の生活圏へのクマの出没が増加し、令和５年及び令和７年は東北地方を中心に都市部への大量出没、人身被害の増加が問題となりました。静岡県においても、令和５年以降、クマの目撃件数は増加傾向にあり、令和７年度は統計を開始してから最多となる 200 件となりました。

こうした状況を踏まえ、静岡県においても令和６年度から生息実態調査を開始し、県内に生息するツキノワグマの生息状況を把握するとともに、学識経験者等で構成する「静岡県ツキノワグマ保護・管理の在り方検討会」を設置、本県の状況に合った対策を検討し、科学的及び計画的な保護・管理対策を行うために第二種特定鳥獣管理計画の策定を進めています。（令和９年３月策定予定）



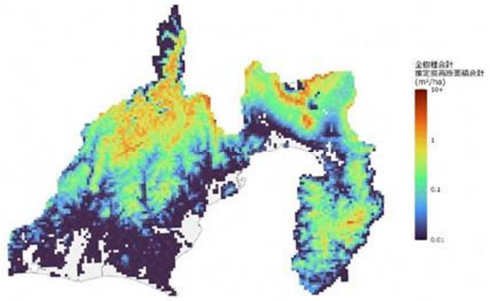
クマの月別目撃（出没）件数（令和３年度～令和７年度）

【生息実態調査】

令和６年度から、県内に生息するツキノワグマの生息実態調査を開始し、県内に生息する個体数の推計や生息環境の調査等を実施しています。今後もモニタリング調査を継続し、生息動向を把握するとともに、令和８年度からは、秋のクマの出没に関わるとされる堅果類の豊凶調査を実施します。

＜ツキノワグマの推定生息数＞（単位：頭）

個体群	推計値	中央値
県全域	386-738	543
富士	68-146	102
南アルプス	301-611	441



堅果類（ブナ、ミズナラ、コナラ、クリ）の資源量マップ

【今後の保護・管理対策】

現在策定を進めている第二種特定鳥獣管理計画においては、クマの分布域拡大の抑制、人身被害の防止、農林業被害の軽減を図るとともに、県内の地域個体群を安定的に維持することで、人とクマとの軋轢を軽減し、共存することを目的とします。

この目的を達成するため、人とクマとのすみ分けを図る「ゾーニング管理」を基本方針とし、クマの主要な生息地の保全を図りながら、人の生活圏に出没させない環境整備等を進めます。

令和８年度から、こども世代等を対象に、クマの生態や人とクマとの間における問題、遭遇しないための対処等を学ぶ出前講座を開始し、被害を発生させないための普及啓発にも取り組みます。

【基本方向２】生物多様性を支える社会をつくる

行動方針５　生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進
行動方針６　人と生物多様性が育む歴史・文化の継承
行動方針７　生物多様性に関する環境教育の推進

管理指標	基準値	実績		目標	評価区分
	2016 年度（H28）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7） a	2027 年度（R9） b	※a と b を比較
一般廃棄物の最終処分量	66,283t	47,238t（2022 年度）	42,556t（2023 年度）	45,762t	◎※
海洋プラスチックごみ防止「６Ｒ県民運動」趣旨に賛同する団体数	372 団体（2020 年度）	432 団体	436 団体	472 団体（2028 年度）	○
自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数	159 回/年	178 回/年	195 回/年	180 回/年	◎
しずおか未来の森サポーター制度参加者数	119 社	157 社	162 社	160 社	◎
地域戦略の普及に係る講演会や情報交換会等の開催数	0 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	○
生物多様性関連資料を活用した環境教育イベント数	0 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	○
県立青少年教育施設の利用者数	163,093 人/年	141,480 人/年	139,641 人/年	170,000 人/年	●
緑化優良工場としての受賞件数	71 件（1985～2016 年度の累計）	98 件	101 件	105 件	○
リバーフレンドシップ制度を活用する団体数	565 団体	728 団体	755 団体	850 団体	○
「生物多様性」の用語の認知度	20.0%	41.2%（2023 年度）	42.8%（2024 年度）	60.0%	○※

※「一般廃棄物の最終処分量」は、毎年度の実績が次々年度に公表されるため、前々年度の実績により評価
※「「生物多様性」の用語の認知度」は、評価書公表時点で実績値が確定していないため、前年度の実績により評価

行動方針５　生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

［消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮］

・環境保全や社会貢献の視点で商品・サービスを選択するエシカル消費の普及啓発のため、集客力が高く、話題性のある商業施設でエシカルに配慮した商品を扱うショップが集まり、商品の販売やワークショップ、パネル展示を行う「プラス・エシカルマルシェ」を開催。

・教育現場でもSDGsの担い手育成が重要となっており、SDGsとエシカル消費の普及啓発のため、新しい教材を制作し、小中学生向けの出前講座を実施した。（令和７年度：８校741名受講）

［県民生活課］



プラス・エシカルマルシェ

・下水道、集落排水施設、合併浄化槽等の整備を実施。　［生活排水課］

※本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、令和６年度末において86.5%（全国平均は93.7%）

・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を未受検の浄化槽管理者に送付。（14,100通）

・浄化槽管理者への立入検査を実施。（1,048件）　［生活環境課］

・１市町で実施した漁業集落排水施設の長寿命化対策を支援し、生活排水による影響低減に寄与。

［漁港整備課］

・循環型社会の形成に向け、３Ｒ推進月間である10月に、市町と連携して３Ｒに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。

・「３Ｒ推進フォーラム」を開催し、「私たち一人ひとりが、今日からできることを始めよう」をテーマに講演を実施。（約190人参加）

令和７年度「３Ｒ推進フォーラム」の概要

開催日	会　場	内　　容	参加者数
令和７年 10月17日 （金）	しずぎん ホール	講演①：プロギング静岡　戸塚　貴英 氏 「楽しさを起点とした自然な社会貢献～プロギングが育む心の充足感～」 講演②：環境カウンセラー　浅野　智恵美 氏 「プラスチックごみの削減を目指して－私たちにできること」	約190人

・県内の大学等の新入生を対象に、３Ｒの意味や必要性、ごみの分別方法等を説明する資料を配付（約6,610人）。また、「大学生に教えたい３Ｒ講座」を実施（約1,250人参加）。

・静岡県海洋プラスチックごみ防止「６Ｒ県民運動」を展開し、９月に富士市内の海岸で清掃イベントを開催（約190人参加）するなど、令和７年度は延べ約51万人が清掃活動に参加。



清掃イベント

・食品ロス削減推進のため、「食べきりやったね！キャンペーン」（協力店舗450店）や「食品ロス削減キャンペーン」を実施。また、プロバスケットボールチーム「ベルテックス静岡」のホームゲーム会場にて食品ロス削減ブースを出展。

・「不法投棄。させない・されない・許さない！」不法投棄撲滅街頭キャンペーンを実施。

・６月の「環境月間」と12月の「不法投棄撲滅月間」にあわせ、県下一斉「不法投棄防止統一パトロール」を実施。

・電話やメール等に加え、簡易的な操作で位置情報や現場の状況を投稿できるアプリ「ピリカ」で不法投棄通報の受付を実施。
・民間企業・団体との協定など「監視の目」増強による不法投棄の未然防止・早期発見への取組を実施。［廃棄物リサイクル課］

［事業活動における生物多様性への配慮］
・大気関係 347 特定事業所、水質関係 390 特定事業所に対し、立入検査を実施。
・事業者向けの化学物質管理の適正管理等を目的とした「化学物質管理セミナー」を開催。
・企業等が開催する環境対話集会への参加。（１回）
・水生生物に係る環境基準の類型を指定している 64 水域で、水質調査を実施。
・事故等により公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携の上、原因施設の設置者等に対して流出物の回収等の原状回復措置を指導。［生活環境課］
・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、環境との調和に配慮した河川災害復旧事業を実施。（40 件）［土木防災課］
・自然共生を含む様々な環境課題解決に向けた事業アイデアを募集するSDGsビジネスアワードを開催。お米農家のフランチャイズ化を進め、農業の担い手増加と持続可能な農業経営の実現を図り、環境と邑を未来に繋ぐ取り組みを行う団体や日本初となる漁港の釣り場予約のサービスアプリを開発し、地域の自然環境の改善などに取り組む団体を優良事例として表彰。［環境政策課］

［県民等の参加による森林や農地の管理］
・県が企業等と環境保全団体をマッチング（連絡調整）し、３者で協定締結を行う「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」により、外来植物の防除活動、森づくり活動、田畑での除草活動などの持続可能な環境保全活動を推進。（協定締結件数：令和７年度２件、累計４件）［自然保護課］
・森づくり県民大作戦を実施し、1,110 件の行事が行われ、22,540 人が参加。
・森づくり団体を育成するために、安全技術講習を開催し、安全・安心な森づくり活動を普及。
・遊木の森や榛原ふるさとの森などで、生物多様性の保全について理解と普及を図る自然体験プログラムを実施。
・「しずおか未来の森サポーター」として、民間企業４社と協定を締結。（令和７年度末現在、サポーター企業数は 162 社）［環境ふれあい課］


森づくり県民大作戦

・農山村地域の持続的な発展を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物、今後活躍が期待される人物を対象とした研修会の開催や情報誌の発行、地域活動のよろず相談のための「むらづくりワンストップ窓口」の設置・運営等を行うことにより、活発で発展的な農地保全活動を主体的に実施する人材を育成。［農地保全課］

［県民等の参加による道路や河川の管理］
・快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や道路美化活動を支援するしずおかアダプト・ロード・プログラムを実施。（平成 13 年度から始まり、令和７年度末現在、214 団体が道路の美化活動に参加）［道路保全課］
・リバーフレンドシップ制度において、河川美化活動を行う「リバーフレンド」として、令和７年度は新たに 31 団体と同意書を締結。（令和７年３月末現在、リバーフレンド団体は 755 団体）
［河川企画課、河川海岸整備課］

［開発時における配慮　環境影響評価条例・自然環境保全条例］

・道路建設事業等３件の環境影響評価手続を通じて、事業者に生物多様性への影響の回避又は低減を指導。［生活環境課］

・静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年条例第９号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、工場用地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の開発行為で一定規模以上のものについては、事業者に自然環境の保全や緑化等を内容とした県との「自然環境保全協定」の締結を指導。(令和７年度協定締結件数：３件)［自然保護課］

［開発時における配慮　土地利用指導要綱・盛土規制・林地開発許可制度］

・県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施。(令和７年度 : 変更承認１件)［土地対策課］

・「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害防止のための規制を行うことにより、国民の生命及び財産を保護。(令和７年度：許可件数 40 件)［盛土対策課］

・「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」に基づき、盛土等に係る必要な規制を行うことにより、生活環境を保全。［生活環境課］

・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、１ha を超える森林の開発行為に対し、森林法に基づく許可により規制。国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。(令和７年度の許可件数は２件６ha、連絡調整件数は２件 13ha)。［森林保全課］

［開発時における配慮　水循環保全条例］

・「静岡県水循環保全条例」に基づき、水源保全地域における土地取引や現存法令で届出等の対象とならない開発行為を事前に把握し、土地利用の適正化を図るとともに、令和６年度には浜名湖圏域、令和７年度には太田川圏域において流域水循環計画を策定し、水循環に関する施策を効果的に推進。［水資源課］

⇒ リニア中央新幹線建設工事に関する行動実績は、地域個別計画（P45）に掲載

行動方針６　人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

［文化財の調査・指定・登録］

・天然記念物をはじめとする県内に所在する国・県指定文化財について所有者等が行う環境整備や修理等の経費の一部を助成。（令和７年度：108 件、192,649 千円）
・令和７年度は、県文化財を新たに３件指定。
・天然記念物をはじめとする県内に所在する国・県指定文化財の情報や魅力を静岡県文化財データベース「しずおか文化財ナビ」、ポータルサイト「レガシズ」で発信。　［文化財課］

［文化的景観の保全］

・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、協働によって農地等の保全活動を行う「一社一村しずおか運動」を促進するため、農山村と企業とのマッチング、情報誌での活動紹介などによる活動支援・PR を実施。
※49 の協定組織により、棚田保全活動、農業体験、地場産品の販売、交流活動等を実施。
・棚田等を保全するため、県内 10 地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の会員により保全活動を支援。


千枚（倉沢）の棚田保全活動（田植）

菊川市 倉沢の棚田	地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田で生き物教室等のイベントも開催
松崎町 石部の棚田	「石部棚田推進協議会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施
浜松市 久留女木の棚田	地元農業者、外部関係者、企業、学校、行政等が連携し設立した「久留女木地域振興協議会」が棚田の保全に向けた様々な活動を実施

・多面的機能支払交付金を活用し、農業者を主体とした活動や、農業者に加え地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の維持・向上を図る「ふじのくに美農里プロジェクト」を推進。（平成 19 年度から始まり、令和７年度は 240 組織が活動）
・ふじのくに美しく品格のある邑づくりを通じて、歴史や伝統文化の継承に取り組む歴史的風致地区の集落を支援。
・「ふじのくに美しく品格のある邑」に登録した地域（令和７年度末：157 地域）に対して、広報（HP や季刊誌等を通じた情報発信）、人づくり（研修会の開催やアドバイザー派遣等による人材育成）、協働（ふじのくに美農里プロジェクト、一社一村しずおか運動、しずおか棚田・里地くらぶ、むらサポ企業会員との連携）の施策により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援。　［農地保全課］

［地域の景観計画や景観協議会づくり］

・しずおか農山村サポーター「むらサポ」に登録した会員（令和７年度末：5,743 件）に対して、週に１回メールマガジンにより、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源と、それを維持するための活動やイベント等の情報を発信。　［農地保全課］
・景観形成推進アドバイザー制度等により市町の景観計画策定・改定等を支援。
・各広域景観協議会において行動計画に基づく取組の進捗管理等を行い、景観施策を推進。
・景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し、人材を育成。
［景観まちづくり課］

・荒廃農地等を活用した菜の花等の景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援。
・荒廃農地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や新規就農者の農地確保を支援。［農業ビジネス課］
・空港周辺地域の環境を保全するため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく監視を行い、生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施。
・周辺地域と調和した魅力あふれる空港を目指し、地元 NPO 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取組として、空港アクセス道路沿いのシバザクラ等の維持管理などを実施。［空港管理課］

［伝統的農法の保全・継承］

・NPO 法人静岡県自然史博物館ネットワークと協同し、認定地域内で生物多様性調査を実施。
・茶草場農法関連情報の PR や、茶草場農法実践認定茶の販売、茶草場農法実践認定者の取組紹介を実施。
・茶草場農法の作業応援ボランティアを受入れ、実践認定者の作業体験機会を創出。［お茶振興課］


作業応援ボランティア

・「静岡水わさびの伝統栽培」の保全意識の向上、わさび田における生物多様性の価値の認識を目的とし、農業高校の生徒及び職員を対象にわさび田における生物多様性調査ワークショップを実施。
・生産者が「畳石式わさび田」の構造を理解し、わさび田の改田及び石積み等の補修技術を習得する築田技術研修会を実施。
・世界農業遺産関係イベント等において、静岡水わさびの伝統栽培の PR を実施。［農産振興課］

行動方針７　生物多様性に関する環境教育の推進

［自然とのふれあいの促進］

・県立森林公園や県民の森など県内９箇所の自然ふれあい施設の運営・管理を実施。（県立森林公園（森の家を含む）及び県民の森では、平成 18 年度から指定管理者制度を導入）

・「自然ふれあい施設再整備計画」に基づき、県立森林公園の吊橋橋梁修繕、県民の森の汚水処理施設修繕等を実施。

・森林空間を有効に活用する「森林サービス産業」を創出するため、令和５年度及び６年度の森林空間活用支援事業でマッチングした取組を追跡調査し、森林空間活用情報サイトを活用して情報発信を実施。　［環境ふれあい課］

［生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進］

・農林漁家民宿の開業を促進するため、研修会の開催等により制度の周知を図るとともに、各農林事務所の相談窓口において、開業に係る相談に対応。（５軒開業）

・農泊地域づくり先進地（御殿場市、富士宮市）の取組視察を実施。（令和７年 11 月 11～12 日開催、30 人参加）　［観光振興課］



農泊地域づくり先進地域視察研修

［環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成］

・地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材として、「静岡県環境学習指導員」を育成し、環境教育・環境学習を推進。（令和７年度末現在：約360人）

・環境学習を推進するリーダーとなる人材や環境教育プログラムを提供できる経営力を身に付けたトップリーダーを育成する、環境学習指導員等ＯＪＴ研修を実施。

・市町や教育機関と連携し、学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会における環境学習指導員の講師としての活用を働きかけ。　［環境政策課］

・市町の効果的な森林環境教育を支援するため、森林環境学習指導者養成講座を開催し、指導者を養成。令和７年度は18名（令和７年度末時点で158名）が修了。　［環境ふれあい課］

［こどもへの環境教育・環境学習の推進］

・小・中学校の各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動において、横断的な視点で必要な環境に関する学習に取り組んでおり、地域の環境の特徴やこどもたちの実態等を踏まえ、環境保全や自然保護等に関する活動を実施。　［義務教育課］

・サイエンススクール指定校や自然科学系の部活動を中心に、地域の植生・生態に関する学習会や研究、地域の地形や地質に関する野外実習を実施。また、総合的な探究の時間において、地域課題やSDGs と関連して、環境保全や自然保護に関する探究活動を実施。　［高校教育課］

・県立特別支援学校では、学校や地域の実情に応じ、地域住民や幼稚園、小・中学校、高等学校等と協働した自然保護活動等の学習に取り組んでおり、72.5％の学校が身近な自然の事物・現象や自然科学に対する興味・関心等を育てる「自然体験学習」等を実施。　［特別支援教育課］

・自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー漕艇）やサイクリング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ケ日青年の家では海洋活動（ダブルハルカヌー漕艇）やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。
・自然体験の教育的効果や重要性、各教科と連携した体験活動の例、宿泊することの効果や利点などを記載したリーフレットを作成し、学校に配布したほか、SNS 等を活用し、施設紹介や主催事業の案内、活動状況などの情報提供を実施。［社会教育課］



青少年教育施設リーフレット

・県内の小中学生を対象に環境をテーマとしたこども環境作文コンクールを開催。（令和７年度応募総数：小学校 37 校・68 作品、中学校 43 校・501 作品）［環境政策課］


愛鳥のつどい表彰式

・県内の４歳以上の園児から高校生を対象に愛鳥週間ポスターコンクールを開催。「静岡県愛鳥のつどい」（令和７年 10 月 25 日）において表彰式、入賞作品の展示及び活動発表を実施。（令和７年応募総数：84 校、502 作品）
・こども世代等を対象に、クマの生態や人とクマとの間における問題、遭遇しないための対処等を学ぶ、クマを通じた人と野生動物の共存に向けた環境教育プログラムを開発。（令和８年度からプログラムを活用した出前講座を実施）［自然保護課］


クマ出前講座

・県内の小・中学生を対象に「水の週間記念作文コンクール」を実施。
（令和７年度：県内の小・中学校12校から293点の応募）
・県内の小学校を対象に「水の出前教室」を実施。
（令和７年度：小学校71校で4,006人を対象に実施）［水資源課］


水の出前教室

［あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進］

・標本と解説をセットしたユニット（ミュージアムキャラバン）を小・中学校等に巡回展示。（令和７年度：４箇所（延べ８回）、観覧者数 143,656 人）
・標本や写真パネルによる展示（ミニ博物館）を実施。（令和７年度：11 箇所（延べ 16 回）、130,229 人）
［文化政策課・ふじのくに地球環境史ミュージアム］


ミュージアムキャラバン

・ジオガイドのスキルアップ講座を実施したほか、伊豆半島の成り立ちについて楽しみながら学ぶことを目的として、ジオ検定を実施。
（ジオガイドスキルアップ講座　令和７年度:13 人参加、ジオ検定　令和７年度:３級受験者 610 人、２級・１級受験者 28 人）
・小・中学校を主な対象として、ジオガイドを派遣し、ジオパークに関する授業を実施。（令和７年度：小学校 12 校、中学校５校、高校２校）［観光政策課］

［あらゆる媒体による情報提供］

・各種媒体による情報提供を実施。
環境局 HP アクセス件数（令和７年度：2,210,999 件）
令和７年版環境白書発行部数：450 部

・ポータルサイト「しずおか環境ラボ」において、環境学習指導員の活動状況や環境保全イベント等の環境教育・学習関連の情報を公開し、随時更新。［環境政策課］



しずおか環境ラボ

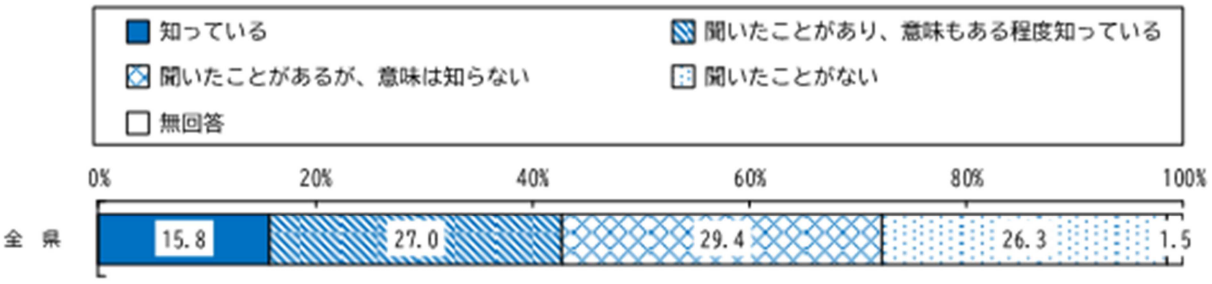
・「ふじのくに生物多様性地域戦略」を紹介するチラシを、外国人などにも分かりやすいように配慮した「やさしい日本語」及び多言語（英語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピノ語）で作成し、県ホームページで公開。［自然保護課］

「生物多様性」という用語の認知度と主流化

令和７年度に行った県政世論調査（令和６年度分の事業の評価値）では、「『生物多様性』という言葉や意味について、どの程度知っていますか」という調査を実施しています。その結果、「知っている」（15.8%）と、「聞いたことがあり、意味もある程度知っている」（27.0%）を合わせた 42.8%が「生物多様性」という言葉を認知していると回答しました。

特に、20 代以下の認知度は 51.6%となり、若年層における認知度は高くなっています。

生物多様性という用語自体の認知度も大切ですが、それ以上に生物多様性に対する意識･関心を高めるとともに、実際に生物多様性の保全、利用の行動に結び付けていくこと（＝生物多様性の主流化）が重要です。［自然保護課］



「生物多様性」の用語の認知度（令和７年度県政世論調査・調査数：1,564 人）

【トピックス】 ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度

近年、参加者の減少・固定化、会員の高齢化、資金不足等により活動に取り組むことができない環境保全団体が増加しています。一方で、企業等は、企業価値の向上や、他社との差別化等を図るため、環境への配慮や社会貢献活動に対する意識が高まっています。

県では、令和５年８月３日、新たに「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」を創設し、県が企業等と環境保全団体をマッチング（連絡調整）し、３者で協定締結を行い、希少野生動植物の保護や外来生物の除去等の持続可能な環境保全活動を推進しています。

（協定締結件数：令和７年度４件、累計４件）

【制度の流れ】

マッチング相談	⇨	意向確認（ヒアリング）	⇨	マッチングの実施
企業・環境保全団体等の連携希望者が県に相談		連携希望者が県に申込書を提出・ヒアリング		県が連携希望者間の意向をすり合わせ

⇩

広報の実施	⇦	活動の実施	⇦	協定締結
県 HP や広報誌等を通じ取組内容を発信		協定に基づく活動の実施		連携希望者の意向が一致した場合に協定締結

【協定締結（令和７年度協定締結式）】

○日　時：令和７年６月３日(火)午後２時から午後２時 30 分

○会　場：静岡県庁くらし・環境部長室

○出席者：特定非営利活動法人里山会公文名ファイブ
理事長　須藤九十九　氏
株式会社静岡銀行（裾野支店）
支店長　長谷川好一　氏
「小さな親切」運動静岡県本部
事務局長　横山達也　氏
静岡県くらし・環境部　部長　縣　茂樹



○協定の内容

４者が相互に連携・協力して、特定非営利活動法人里山会公文名ファイブが実施する生物多様性の確保と自然環境の保全を図る活動を推進する。

○日　時：令和８年３月 19 日(木)午前 10 時から午前 10 時 25 分

○会　場：静岡県庁くらし・環境部長室

○出席者：認定特定非営利活動法人富士山クラブ
事務局長　佐伯弘美　氏
一般財団法人セブン-イレブン記念財団
副理事長　籾山貴子　氏
静岡県くらし・環境部　部長　縣　茂樹



○協定の内容

３者が相互に連携・協力して、認定特定非営利活動法人富士山クラブが実施する生物多様性の確保と自然環境の保全を図る活動を推進する。

【基本方向３】生態系を保全・再生・創出する

行動方針８　豊かな自然環境が残る奥山の保全
行動方針９　自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり
行動方針 10　都市の自然再生・創出
行動方針 11　河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保
行動方針 12　海岸から深海につながる生態系の保全

管理指標	基準値	実績		目標	評価区分
	2016 年度（H28）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7） a	2027 年度（R9） b	※a と b を比較
高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会の開催回数	１回/年	２回/年	２回/年	２回/年	○
協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数	５回/年	４回/年	５回/年	５回/年	○
南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物数	６種（2020 年度）	11 種	11 種	18 種	●
南アルプスサポーター数	560 人（2020 年度）	2, 048 人	2, 129 人	3, 190 人	○
森林の公益的機能の発揮のため適切に管理されている森林面積	323, 285ha（2023 年度）	322, 966ha	326, 950ha	330, 250ha	○
緑化活動に参加する県民の数	累計 3, 990 千人（2021～2024 年度の累計）	894 千人	875 千人	累計 4, 000 千人（2025～2028 年度の累計）	○
自然環境保全目標達成率（富士山静岡空港監視計画）	100%（2015 年度）	100%	100%	100%	○
認定茶草場面積	423ha	306ha	242ha	381ha	●
河川における BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準の達成率	98%（2023 年度）	100%	96%	100%の維持	○
浜名湖環境保全活動参加者数	20, 333 人/年	17, 612 人/年	18, 472 人/年	20, 000 人/年	○

行動方針８　豊かな自然環境が残る奥山の保全

［法令等による保全］

・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。

※自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内は許可制、それ以外の普通地域内は届出制により各種行為を規制。

自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数（単位：件数）

区　分	許　可	届　出
国立公園	253	24
国定公園	42	－
県立自然公園	190	20
公園小計	485	44
自然環境保全地域	1	0
計	486	44

・自然公園の巡視・指導、車両等の乗り入れ規制等を実施。（静岡県自然公園指導員委嘱　47 人、富士箱根伊豆国立公園における車両乗入れ防止パトロール２回実施）　［自然保護課］

［富士山の環境保全］

［南アルプスの環境保全］

⇒ 富士山及び南アルプスの環境保全、リニア中央新幹線建設工事に関する行動実績は、地域個別計画（P41～P46）に掲載

［気候変動による影響の監視］

・県内の温室効果ガスの削減目標を定め、温室効果ガス排出量算定調査により毎年進捗状況を管理。（令和５年度温室ガス削減量は平成 25 年度比 25.8％減）

・気候変動影響による被害を回避・軽減するため、令和４年３月に策定した第４次静岡県温暖化対策実行計画及び適応取組方針に基づく取組を推進。　［環境政策課］

行動方針９　自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり

［法令等による保全］

・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。（特別地域許認可等　486 件、普通地域届出等　44 件）　［自然保護課］

［森林の適正管理・整備の促進］

・森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備や、適正管理・整備と木材生産に必要な路網整備を推進。　［森林整備課］

・土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難な森林で緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力再生事業」により、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。（平成28年度から10年間で10,806haの森林整備を実施、令和７年度は1,137haを整備。）

・森林経営計画の作成促進を通じて、適正な管理に資する森林施業の集約化を推進。（令和７年度末現在、79,175ha の計画を認定）

・適正な森林管理が図られている森林認証林の拡大に向けて、協議会や県内森林認証管理団体の取組を支援。（令和７年度末現在、森林認証林面積 78,283ha）　［森林計画課］

・森林管理を担う林業の新規就業者を確保するため、高校生の職業選択の中に林業の意識付けを図るための出前講座や、就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」、就業に必要な基礎技術に関する研修等を開催。

・森林管理を担う森林技術者を育成するため、指導者の養成や新技術の活用、林業経営体の組織力向上のための研修等を開催。　［林業振興課］

・水源涵養等の公益的機能の保全・形成を図るとともに、山地災害から県民の生命・財産を守るため、森林の維持造成等を通じた荒廃地の復旧整備を計画的・効率的に実施。　［森林保全課］

・森づくり県民大作戦等の県民参加による森づくりを推進。

・静岡市の「有度山北麓」では、森づくり団体が県と協定を締結し、里地里山保全活動を推進。

［環境ふれあい課］

［県産材の利用拡大］

・しずおか木使い推進プランに基づく公共部門での率先利用。（令和７年度利用実績　8,473 ㎥/年、令和７～10 年度の４年間の累積目標 30,200 ㎥に対する目標達成率 28%）

・住んでよし　しずおか木の家推進事業による県産材を利用した住宅・非住宅取得等への助成。（令和７年度助成棟数　1,122 棟）

・県産材を利用した非住宅建築物の炭素貯蔵量を認定。（令和７年度認定件数43件）



しずおか県産材利用促進協定の締結

・「しずおか県産材利用促進協定」を企業・団体11者と締結。　［林業振興課］

・低コスト主伐・再造林に取り組む林業経営体を支援。　［森林計画課、森林整備課］

［松枯れ等の対策の実施］

・松枯れ対策で空中散布 302ha、地上散布 386ha、伐倒駆除 3,496㎥、予防剤注入 1,479 本を実施。

［森林整備課］

・これまでの松枯れ被害により保全すべき松林が減少した県立森林公園（浜松市浜名区）において、令和６年度にアカマツの残存状況の現地調査を行い、令和７年度に全体管理計画を改定し、空中散布区域を絞り込み（35ha→５ha）、合理的な防除を実施。　［環境ふれあい課］

［協働による農地等の保全活動の促進］

・農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により荒廃農地が増加する中で、多面的機能支払交付金を活用し、地域の農業者を中心とした地域住民や都市住民等の多様な主体の参画により、農村環境と地域資源の保全に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織を支援。（令和７年度：240 組織）［農地保全課］

・農村地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農業生産の持続性の確保と多様な主体の参画による自然環境の適切な保全を目的とした「静岡県農村環境対策指針」による取組を推進。同指針に基づき、生物の生息や生育に配慮。（令和７年度：水の都三島地区）［農地計画課］

・荒廃農地等を活用した菜種や蕎麦等の景観作物の栽培や農業体験、茶畑の再生利用など、地域活性化に取り組む NPO 法人等５団体の活動を支援。［農業ビジネス課］

［GAP(農業生産工程管理：Good Agricultural Practice)や地産地消の推進］

・農業者を対象に GAP 研修会を 11 回開催して周知に取り組み、認証取得を支援。

・IPM（総合的有害生物管理：Integrated Pest Management）を実践する農業団体に補助。（１団体（イチゴ））

・有機農業等の環境保全型農業に取り組む農業者に補助。（22 市町、51 件、585ha）

・地産地消に取り組む企業や団体に対して、しずおか地産地消推進協議会の後援や会長（知事）コメントの提供等を行うことで、取組を支援。［食と農の振興課］

［竹林の適正管理］

・竹林所有者による整備が行われず放置された竹林で緊急に整備が必要な竹林について、森林(もり)づくり県民税を充当し、「森の力再生事業」により、竹林の再生整備を促進。（令和７年度は 11ha を整備）［森林計画課］

・大内モデル地区（静岡市清水区）の放置されている竹林において、たけのこ堀りなどの整備を行い、樹林帯の適切な維持・管理を実施。［砂防課］

［草地の整備］

・根原県有地（朝霧地域）の草原性植生保全のため、NPO 法人との協働による維持管理を実施。［自然保護課］



根原県有地での保全活動

行動方針 10　都市の自然再生・創出

［都市における緑地の確保］

・県営都市公園において、指定管理者制度導入による民間の創意工夫を活用した管理運営を実施。
・ふれあい花壇オーナー制度による花壇の管理・運営（浜名湖ガーデンパーク）、花壇コンクール（吉田公園）、学校の奉仕活動やボランティアの受け入れによる花壇づくり、自然体験教室の開催（各公園）等を実施。
・県民がゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進。（２市２公園の整備に助成）

［公園緑地課］


花壇ボランティア

・「静岡県緑化推進計画」に基づき、（公財）静岡県グリーンバンクや市町と連携し、地域のシンボルとなる花壇等の整備を支援するとともに、地域の緑化活動の核として活動できる緑化コーディネーター等を育成。
・芝生のある豊かな暮らしと美しい街なみの形成を目指す取組として、静岡県芝草研究所の研究・普及活動を中心に、関係団体との連携により公共緑地や園庭・校庭等の芝生化を推進。　［環境ふれあい課］


園庭・校庭等の芝生化

［県民参加による緑化の推進］

・（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加による公共的空間の緑化を推進するため、緑化ボランティアへの活動費支援(120 団体)や、緑化資材の配布（4,027 箇所）を実施。
・（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、保育園などの公共的施設の芝生化の支援（６件)、芝生の維持管理を行う団体への支援（17 団体)、芝生管理を行う人材養成のための研修（４箇所）等を実施。
・（公社）静岡県造園緑化協会が行う、地域行事における緑化相談所の開設及び緑化資材の配布（11 箇所)、特別支援学校（３校）における生徒への花苗の植栽指導や校内の樹木剪定作業を支援。

［環境ふれあい課］

［豊かな暮らし空間づくり］

・多様なライフスタイルやライフステージに対応する生活と自然が調和した「豊かな暮らし空間創生」を普及啓発。　［住まいづくり課］

［30by30 目標の達成に貢献する自然共生サイトの認定促進］

・生物多様性増進活動促進法に基づく自然共生サイトの認定制度に対応したセミナー（令和７年 10 月２日)、現地見学会（令和７年 10 月 15 日）を開催することで県民と企業等の意識を醸成。

［環境ふれあい課］

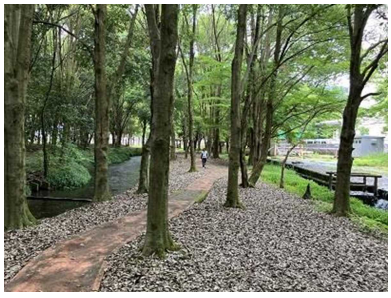
【県内の自然共生サイト一覧】

認定年度	認定地	認定面積(ha)
Ｒ５	麻機遊水地（静岡市葵区）	114
	井川山林（静岡市葵区）	24,414.54
	富士通沼津工場（沼津市）	53
	あさひ・いのちの森（富士市）	1.057
	住友ベークライト(株) 静岡工場ビオトープ 憩いの杜（藤枝市）	1.2
	エトリア株式会社 御殿場事業所（御殿場市）	2.18
	住友不動産の森（裾野市）	185.19
	日立ハイテクサイエンスの森（小山町）	3.2
Ｒ６	富士山「まなびの森」（富士宮市）	95.65
	資生堂 掛川 自然共生サイト（掛川市）	3.45
Ｒ７	しずおかフィナンシャルグループ本部「しずぎんの森」（静岡市清水区）	0.67
	三菱電機株式会社　静岡製作所　　よりみち緑地（静岡市駿河区）	0.02
	人と人を結び、心地よい時間と空間を創造するコミュニティー エリア「連理の木の下で」（浜松市浜名区）	1.3
	富士フイルム　癒しの小径(こみち)（富士宮市）	2.22
	御前崎港 久々生海岸（御前崎市）	9.4
	榛原ふるさとの森（牧之原市）	25
	サントリー天然水の森　しずおか小山（小山町）	170
	豊田合成森町工場「睦実の里」（森町）	2.34
	TOPPAN 芝川サイト（富士宮市）	3.36
	アステラス製薬株式会社 焼津事業場 ビオトープ（焼津市）	0.20
	ビオトープ富士（御殿場市）	0.39
	トヨタバッテリー大森工場　結(むすび)の森（湖西市）	4.64
	修善の森(半経寺山)（伊豆市）	7.88
	合計　23 箇所	25,100.89

※認定面積は令和８年６月時点での環境省提供データによる



榛原ふるさとの森（牧之原市）



富士フイルム　癒やしの小径（富士宮市）

行動方針 11　河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保

［水域の測定・監視］

・水生生物に係る環境基準の類型を指定している 64 水域で、水質調査を実施。

・公共用水域において、県境を越えて有害物質や油の流出等の水質事故の影響が及ぶおそれがある場合でも迅速な情報共有ができるよう他県との連絡体制を構築。［生活環境課］

・渇水時の節水対策として、天竜川水利調整協議会において取水制限を実施。（取水制限期間：121 日）［水資源課］

［水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査］

・令和７年度は安倍川において魚類調査を実施。

・生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定。（河川整備基本方針（新規）：２水系、河川整備計画（変更）：１水系）

・生物の営み、河川景観、流水の清浄などを維持し、水利使用を行う河川の正常流量を確保するため、利水者の取水量の監視、既設の多目的ダムからの適切な補給を実施。［河川企画課］

［法令等による保全］

・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。（特別地域許認可等　486 件、普通地域届出等　44 件）［自然保護課］

・「静岡県水循環保全条例」に基づき、令和６年度には浜名湖圏域、令和７年度には太田川圏域において流域水循環計画を策定し、水循環に関する施策を効果的に推進。［水資源課］

［生物に配慮した河川等の整備・維持管理］

・河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境の保全、再生等により、動植物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出。［河川海岸整備課］

・リバーフレンドシップ制度において、河川美化活動を行う「リバーフレンド」として、令和７年度は新たに 31 団体と同意書を締結。（令和７年３月末現在、リバーフレンド団体は 755 団体）［河川企画課、河川海岸整備課］

［湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生］

・浜名湖環境学習会（令和７年７月 26 日　38 名、９月６日　26 名、10 月 25 日　20 名、令和８年２月 28 日　56 名）などの啓発事業を実施する、地元行政、農協、漁協、商工会等により構成された組織「浜名湖の水をきれいにする会」を支援。［自然保護課］

・「佐鳴湖水環境向上行動計画（第Ⅱ期）」に基づき、自浄作用（自然の営力）を導く環境づくり、豊かな生息環境の創出、人と自然・文化のふれあいなどに資する取組を推進。

・麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生を推進するため、生物調査や外来種の駆除を実施。［河川企画課、河川海岸整備課］

［水産資源の管理］

・浜名湖において、漁業者が設置した被覆網等によるアサリの増殖事業を支援。［水産資源課］

行動方針 12　海岸から深海につながる生態系の保全

［法令等による保全］

・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。（特別地域許認可等　486 件、普通地域届出等　44 件）　［自然保護課］

［生物多様性に配慮した海岸・港湾の整備］

・浜松篠原海岸等では、高潮、津波等による被害軽減を図る海岸保全施設を整備するとともに、生物多様性に配慮するため、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅を維持。［河川海岸整備課］

［海岸防災林の保全］

・防災林造成事業で L=1,142ｍの海岸防災林（森の防潮堤）の整備を実施。　［森林保全課］

・海岸防災林の松林における松枯れ対策として、空中散布 302ha、地上散布 386ha、伐倒駆除 3,496㎥、予防剤注入 1,479 本を実施。　［森林整備課］

［砂浜や干潟の再生］

・砂浜等の周辺環境のモニタリング調査を実施。

・海岸の整備に当たっては、生物多様性に配慮し、砂浜の保全と回復を目的に養浜を主体とした整備を推進。

・清水海岸において、海浜レクリエーションなどの海浜利用者の増加にも配慮し、周辺の自然環境や景観との調和を図った施設整備を実施。　［河川海岸整備課］

・海岸侵食を抑制するため、サンドバイパスシステムにより福田漁港から浅羽海岸に 80,000m3/年の継続的な土砂輸送を実施。　［漁港整備課］

［アカウミガメの保護］

・遠州灘海岸において、環境保護団体と連携し、アカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などの保護事業を実施。
※県下全域の令和７年度実績　産卵巣数：191 頭、産卵個数：19,582 個
［自然保護課］


アカウミガメ保護事業

・浜松篠原海岸等では、アカウミガメの生息域に配慮し、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施することで、浜幅を維持。［河川海岸整備課］

・御前崎海岸において、文化財保護指導員を委嘱して御前崎市と協力し、アカウミガメ産卵地の巡視と卵の保護を実施。　［文化財課］

・アカウミガメの産卵に配慮し、サンドバイパスシステムの昼間運転を実施するとともに、海岸侵食を抑制するため、福田漁港から浅羽海岸に 80,000m3/年の継続的な土砂輸送を実施。
［漁港整備課］

［漂着ごみの除去］

・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に助成。（令和７年度助成実績：14 市町）　［廃棄物リサイクル課］

・自治会等が行う海岸清掃に要する経費を補助する市町に助成。（令和７年度助成実績：８市町）
［河川砂防管理課］

・関係市町や機関等と連携し、海岸漂着物撤去工事を県内６港湾１漁港で実施。（124ｔ）
［港湾整備課、漁港整備課］

・「出水による漂着物対策調整会議」において、毎年５・６月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
［河川砂防管理課］





漂着ごみの除去活動

［漁獲量の適正管理］

・漁獲可能量(TAC)制度に基づき、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、サンマ、スルメイカ、クロマグロ、カタクチイワシ、ブリの県方針を策定し、漁獲量を適正に管理。
・漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進し、水産資源を適正に管理。
・「資源管理･収入安定対策」に基づき、漁業者による自主的な 10 件の資源管理協定を実施。
［水産資源課］

［生物多様性に配慮した栽培漁業の推進］

・放流時に放流魚の割合を判別するため、放流した魚種や尾数等を把握するとともに、市場調査や標本船調査を行い、放流効果を把握。
・養殖業者を対象とした巡回指導や講習会の開催により、水産用医薬品の投薬や養殖管理を指導。
・栽培漁業において、放流海域の親魚となるトラフグ８尾、ノコギリガザミ 20 尾を浜松市、クルマエビ 188 尾を愛知県から入手し、系統が偏らないよう全て入替え。また、ヒラメ９尾を御前崎市、クロアワビ 35 個を伊東市から入手し、これらは親魚を増やすため追加。育成した種苗は、ヒラメを御前崎沿岸、クロアワビを伊豆半島沿岸、トラフグを伊勢湾、ノコギリガザミとクルマエビを浜名湖で放流。
［水産資源課］

［藻場等の保全・再生］

・漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が担ってきた多面的機能の発揮に支障が生じていることから、国・県・市町が交付金を支出し、漁業者等が行う藻場の保全やサンゴ礁の保全、海清掃、食害生物除去などの地域の取組を支援。
・藻場やサンゴの保全を目的に活動する４活動組織（榛南磯焼け対策活動協議会、南伊豆伊浜藻場保全協議会、富戸藻場再生協議会、北限域（内浦湾）の造礁サンゴ群落保全会）の取組に対して、国や関係市町と連携し、活動を支援。
［水産振興課、水産資源課］

［深海生物の資源回復に向けた研究］

・キンメダイの資源回復に向けた種苗生産研究において、キンメダイの親魚を 12 回、260 尾採捕。
・サクラエビの資源量推定のため、駿河丸の計量魚群探知機を用いた調査を５回実施するとともに、卵・幼生のネット採集を３回（水深 200m までの最大 15 層）実施。
［水産振興課］

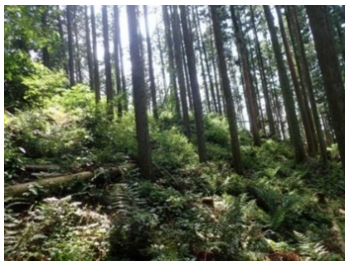
【トピックス】「森の力再生事業」の継続

【森の力再生事業とは】

県では、平成 18 年度から「森林（もり）づくり県民税」を財源に、荒廃した森林の整備を進める「森の力再生事業」を実施し、この 20 年間で約 2.3 万ヘクタール（浜名湖３個分に相当）の森林を整備してきました。適切な整備によって、薄暗い林に日光が入り、下草や広葉樹が芽生えるなど、自然の力を活かして針葉樹と広葉樹が混じった多様で豊かな森林に誘導し、土砂災害の防止や水源かん養などの「森の力」の回復を図っています。



荒廃した森林



森の力が回復した森林

【これまでの実績】　（単位：ha）

区分		第１期（H18～H27）	第２期（H28～R7）	計
人工林再生整備	強度の伐採	11,569	10,343	21,912
	倒木処理	410	260	670
竹林・広葉樹林等再生整備		395	203	598
計		12,374	10,806	23,180

【事業の継続】

事業の第２期計画（平成 28 年度～令和７年度）が終わりを迎えるにあたり、令和７年度に実施したタウンミーティングや県民意識調査では、継続に前向きな意見が多く寄せられました。加えて、関係団体、市町議会、市長会及び町村会などから多数の事業継続要望が寄せられたことを受け、県は令和８年度から第３期計画（令和８年度～令和 17 年度）として事業を継続することを決定しました。



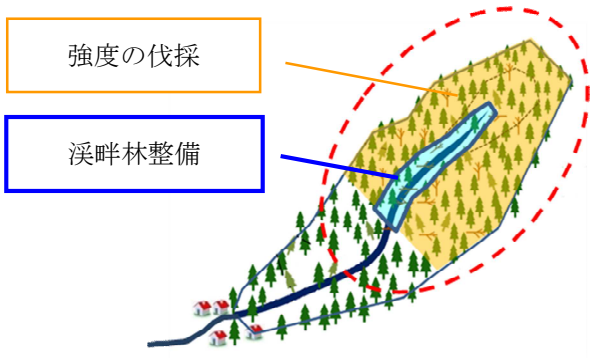
タウンミーティング

【第３期計画】

第３期計画では、近年の豪雨災害の激甚化やシカによる森林被害の深刻化などを背景に、新たに確認された荒廃森林のうち約 7,000ha の人工林の整備を中心に、台風等により被害を受けた倒木の片付けや放置された竹林・広葉樹林の整備に取り組みます。また、渓流沿いで流木の発生源となり得る危険な立木の伐採を重点的に行い、荒廃森林の再生を着実に進めます。



流木の発生源となり得る渓畔林



強度の伐採と一体的に渓畔林を整備

3 令和７年度の地域個別計画の実績

【基本方向４】特徴的な地域の環境を重点的に守る

1 伊豆半島

※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

［伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み］

➔ 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境づくりが必要です。

➔ 天城山に残る天然林やシダ植物等をはじめとする植物相の保全が必要です。

➔ 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。

・令和７年のユネスコ世界ジオパーク再認定に向け、ユネスコから示された５つの指摘事項に対する改善の取組を支援した結果、伊豆半島ジオパークの再認定が決定。

・一般社団法人美しい伊豆創造センターが実施する高い専門性を必要とする学術調査のほか、地質遺産の価値を伝えるジオガイドの養成やジオツーリズムを通じた利活用による教育・普及活動などの取組を通じて地域の持続的な発展を支援。［観光政策課］



柿田川自然観察会

・柿田川の貴重な自然とふれあい、環境保全の意識を高揚させる機会を提供するため、自然観察会を令和７年８月 30 日に開催。（参加者：59 名）［自然保護課］

［天城山等に残る豊かな自然環境の保全］

・伊豆半島の富士箱根伊豆国立公園内における各種行為を許認可及び届出により規制。（特別地域許認可等　220 件、普通地域届出　16 件）［自然保護課］

［森林の適正管理・整備の促進］

・間伐等の森林整備や森の力再生事業による荒廃森林の整備など、伊豆半島の森林の適正な管理・整備を支援。［森林計画課・森林整備課］

［野生鳥獣による被害防止］

➔ 荒廃している里地里山の適正な管理、ニホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、ニホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。

・ニホンジカの管理捕獲を実施。（伊豆地域の令和７年度実績：8,025 頭）

・ニホンジカの生息密度調査を実施。（伊豆地域の令和７年度実績：83 箇所、平均生息密度：21.0 頭/㎢）［自然保護課］

・市町の被害防止計画に基づくニホンジカ・イノシシ等に対する捕獲や侵入防止柵整備等の活動を支援。［食と農の振興課］

・アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、有識者、漁協、保護団体、行政等で構成する「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、より効果的・効率的な対策のあり方を検討。近隣都府県により構成される「カワウ広域協議会」に出席し、情報共有。

・銃器によるカワウ駆除を実施する漁協に対しその費用を助成。［水産資源課］

［外来生物の防除］

➔ 伊豆東海岸のクリハラリス、柿田川のオオカワヂシャ等の外来生物の防除対策が必要です。

・特定外来生物に関する知識について、リーフレットやホームページ等により普及・啓発。
・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力、防除方法について、市町職員を対象に研修を実施。
［自然保護課］

［藻場の回復］

➔ 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

・藻場回復を目的に活動する伊豆地域内１活動組織（南伊豆伊浜藻場保全協議会）の取組に対して、国や関係市町と連携し、活動を支援。
・伊豆半島東岸（白浜）、西岸（仁科）で、黒潮大蛇行による高水温下でも生残する可能性が高い「アントクメ」の移植を行い核藻場を造成。移植海域の維持管理として藻食性動物の駆除を各地域 30 回実施。［水産資源課、水産振興課］

［深海生物の調査研究］

➔ 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

・キンメダイの資源回復に向けた種苗生産研究において、キンメダイの親魚を 12 回、260 尾採捕。
［水産振興課］

2 富士山

※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

［富士山に残る豊かな自然環境の保全］

➔ 植生の垂直分布やツキノワグマの地域個体群をはじめ、富士山の多様な環境及び動植物を保全する必要があります。

・富士箱根伊豆国立公園（富士山南麓）内における各種行為を許認可及び届出により規制。（特別地域許認可等　40 件）

・オフロード車等の乗り入れによる樹木の損傷、植生の踏み荒らし等から富士山の貴重な自然環境を守るため、富士箱根伊豆国立公園の車両等乗り入れ規制区域（富士山中腹部おおむね標高 1,600m 以上）等において、周知看板等の設置、関係機関による合同パトロール（年２回）及び各機関による個別パトロール等を実施し、乗り入れ防止の指導を実施。［自然保護課］

［自生種の植樹］

・御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹を実施。（令和７年６月４日に 1,000 本植樹）［自然保護課］

［森林の適正管理・整備の促進］

➔ 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。

・間伐等の森林整備や森の力再生事業による荒廃森林の整備など、富士山麓の人工林の適正な管理・整備を支援。［森林計画課・森林整備課］

・根原県有地（朝霧地域）の草原性植生保全のため、NPO 法人との協働による維持管理を実施。［自然保護課］

［野生鳥獣による被害防止］

➔ ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。

・ニホンジカの管理捕獲を実施。（富士地域の令和７年度実績：4,259 頭）

・ニホンジカの生息密度調査を実施。（富士地域の令和７年度実績：70 箇所、平均生息密度：19.1 頭/㎢）［自然保護課］

・市町の被害防止計画に基づくニホンジカの捕獲活動等を支援。［食と農の振興課］

［利用者による環境破壊の防止］

➔ 利用者の踏みつけ等による植生の破壊防止や、世界遺産登録後の登山者の多様化に伴うマナー向上を図る必要があります。

・富士山来訪者の安全と快適性の確保及び自家用車による来訪を規制することで渋滞を解消し、環境保全を図るため、富士山スカイライン（富士宮口）とふじあざみライン（須走口）で７月 10 日から９月 10 日（連続 63 日間）のマイカー規制を実施。［道路企画課］

・県、市、静岡第一テレビ 24 時間テレビチャリティー委員会他との共催で「富士山ごみ減量大作戦」をボランティアの協力を得て実施。（富士市（令和７年６月 28 日）、裾野市（11 月１日）、富士宮市（令和８年２月 28 日））

・ふじさんネットワークが、「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体等が富士山周辺におけるごみの実態調査や回収を行う「富士山みがきあげ作戦」を実施。



富士山のごみ持ち帰り
マナー向上対策キャンペーン

・静岡県側３登山口、水ヶ塚駐車場、JR 御殿場駅において、ごみ持ち帰り袋を登山者に配布し、マナー啓発を行う「富士山のごみ持ち帰りマナー向上対策キャンペーン」を実施するとともに、周辺施設等へのごみの放置状況を調査。［自然保護課］

・富士山の世界文化遺産の区域に放置又は投棄され、かつ、原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みのない不法投棄廃棄物の自主的な撤去活動を行う団体に助成。（２団体により建設系の混合廃棄物 52.48 トンを撤去）［廃棄物リサイクル課］

・山小屋事業者からの要望に応じ、オガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレの継続的な利用を支援するため、修理費用として入山料を原資とした助成を実施。
・トイレの維持管理経費となるトイレ利用時のチップの協力を山小屋事業者とともに啓発することで、環境保全意識を醸成。［富士山世界遺産課］

［外来生物の防除］

➔ 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。

・特定外来生物に関する知識について、リーフレットやホームページ等により普及・啓発。
・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力、防除方法について、市町職員を対象に研修を実施。
・富士山麓の外来植物等の調査を実施し、希少種９種、生態系被害防止外来種リスト掲載種９種（特定外来生物なし）を確認。
・ふじさんネットワークとの共催により、外来植物に関する講習会と除去活動を行う「外来植物撲滅大作戦」を実施。（令和７年６月７日：38 人）
・富士山への外来植物の侵入を防止するため、登山口及びバス降車場（計４箇所）に種子除去マット及びブラシを設置。
［自然保護課］




外来植物撲滅大作戦

［富士山の保全意識の高揚］

➔ 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

・「富士山憲章」の趣旨に賛同し、環境保全活動を行う団体等で組織された「ふじさんネットワーク」の活動を支援。［自然保護課］

＜ふじさんネットワーク＞
富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、事業者、マスコミ、行政等による会員制のネットワーク組織。会員の得意分野を活かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互が交流・連携。（令和８年３月末現在、会員数：578 団体・個人）（事務局：自然保護課）

・環境保全意識の高揚を図るため、ふじさんネットワークが、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会、富士山学習会、富士山寄付記念品募金活動等を実施。
・ふじさんネットワークの会員有志からなる「富士山エコレンジャー」及び「富士山エコサポーター」が、富士山来訪者へのマナー啓発や情報提供、自然解説等のボランティア活動を実施。（令和８年３月末現在、登録者数：エコレンジャー13 名、エコサポーター17 名、計 30 名）


富士山エコレンジャー及びエコサポーター合同環境パトロール

・こどもたちの自然を守り大切にする心を育てるため、ふじさんネットワークが学習リーフレット「富士山からの挑戦状」電子書籍版を公開。
・こどもたちの富士山への親しみや富士山を大切にする心を育てる「富士山学習」の取組を強化するため、ふじさんネットワークが、教職員向け出張講義を実施。（４回、計 314 名参加）
・マナーガイドブック電子書籍版とウェブサイトにより、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報を６か国語で提供。
・「富士山の自然と恵み」電子書籍版を公開。　［自然保護課］
・富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体の依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施。（学校等：27 回 1,709 人、一般：30 回 977 人）　［富士山世界遺産課］



多言語マナーガイドブック


出前講座

［草地性植生の保全管理］

➔ 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。

・根原県有地（朝霧地域）の草原性植生保全のため、NPO 法人との協働による維持管理を実施。
［自然保護課］

3 南アルプス

※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

［ユネスコエコパークの保全と活用］

➔ 南アルプスユネスコエコパークの保全及び適正な利用を推進していく必要があります。

・ユネスコエコパークに登録された、静岡、山梨、長野の３県に跨がる南アルプス国立公園の生態系の保全と持続可能な利活用に向けた関係 10 市町村の取組を継続して支援。
・南アルプス国立公園内における各種行為を許認可及び届出により規制。（特別地域許認可等　０件）

［自然保護課］

［高山植物の保護］

➔ 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
➔ 気候変動による影響が懸念されている遺存種・分布限界種を保全する必要があります。
➔ ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。

・静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図る活動を実施。（令和７年度委嘱状況、活動実績：340 人、260 日）
・ニホンジカの採食圧の影響により深刻化する高山植物のお花畑の衰退への対策として、関係団体との連携により防鹿柵を整備。（標高 2,000m以上の高地においては全国最大級の規模、令和７年度整備：13 箇所）



防鹿柵の設置作業（三伏峠）



荒川岳のお花畑

＜南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク＞

南アルプスで活動するボランティアが主体となって高山植物の保護対策を実施するため、自然保護団体及び山岳団体等の組織化を進め、2002 年（平成 14 年）度に「南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク」が発足。現在は、県と（一財）南アルプスみらい財団、同ネットワークが協働で南アルプスの高山植物保護活動を展開。

令和７年度実績（ボランティアとの協働）

区　分		内　　容	備　考
高山植物保護指導員		研修会を１回開催	H10～、随時募集
植生調査		各防鹿柵のモニタリング	H20～
植生保護・植生復元	百間平	ロープ柵の維持修繕	H13～
	奥聖岳	ロープ柵の維持修繕	H20～
	聖平	ロープ柵の維持修繕	H20～
		防鹿柵の整備	H14～
	本谷山	防鹿柵の整備	R4～
	茶臼岳	防鹿柵の整備	H26～
	三伏峠	防鹿柵の整備	H19～
	荒川岳	防鹿柵の整備	R3～

・高山植物の絶滅を防ぎ、遺伝的多様性を確保するため、高校生が種子増殖の手法の確立を目指すとともに、豊かな恵みを次世代に引き継ぐ人材の育成につなげる「高山植物種子保存プロジェクト」を実施。

開始年	学校名	取組種
令和２年度～	静岡県立磐田農業高等学校	タカネマンテマ
令和３年度～	静岡県立田方農業高等学校	アカイシリンドウ
令和３年度～	静岡県立静岡農業高等学校	オオサクラソウ
令和３年度～	静岡県立藤枝北高等学校	サンプクリンドウ
令和３年度～	静岡県立富岳館高等学校	オオサクラソウ
令和３年度～	静岡県立浜松湖北高等学校	オノエリンドウ
令和５年度～	学校法人静岡理工科大学静岡北高等学校	オオサクラソウ


種子保存プロジェクトの活動報告


高校生による高山植物観察

・学術的価値の高い植物が生育している人が立ち入ることができない急峻な斜面において、ドローンを活用し、希少種の有無やシカの食害状況の調査を実施。　［自然保護課］

［開発事業者に対する保全措置の要請］

➔ リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や生態系を含む南アルプスの貴重な自然環境への影響が懸念されており、その影響の回避に向けて、建設事業者との対話を通し解決を図る必要があります。

・リニア中央新幹線トンネル工事が南アルプスの自然環境や大井川水系の水資源に及ぼす影響等を明らかにし、保全措置を検討するため、県が令和６年２月に整理した「今後の主な対話項目」28 項目について、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議「生物多様性　専門部会」「地質構造・水資源　専門部会」において東海旅客鉄道株式会社との対話を実施。
・令和８年３月の専門部会において、全項目の対話を完了したため、今後は、これまでの議論の結果に基づき東海旅客鉄道株式会社が実施する保全措置の確実な実行を監視・指導。
・南アルプスにおけるリニア中央新幹線トンネル準備工事に係る「自然環境保全協定」を締結。
［自然保護課、生活環境課、水資源課］

［南アルプスの魅力発信］

➔ 人類共有の財産であり、世界の宝とも言える南アルプスの希少で貴重な自然環境の保全の重要性や、魅力を発信し、より良い形で次代に引き継いでいくため、人々の共鳴・共感・行動の輪を広げていく必要があります。

・「南アルプス」の自然環境保全の重要性や、美しい景観、希少な動植物が生息・生育する現地の魅力を伝え、南アルプスへの関心や愛着を醸成するほか、誰もが南アルプスを身近に感じることができるよう、画像の投稿・閲覧システムに加え、次代を担うこどもたちに向けた教材コンテンツから構成される、パソコン、スマートフォン等で使用可能なサイト「南アルプスの宝箱」を活用した南アルプスの探究につながる授業のモデルプログラムを開発し、教育現場に普及。　［自然保護課］



・静岡県公式 YouTube チャンネル「みんなの南アルプス」において、現地の特徴的な自然環境や地域資源、南アルプスにおける保全・利活用に関する活動等の動画を配信。（令和７年度：６本配信）
［自然保護課］

4 浜名湖

※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

［浜名湖の豊かな自然環境の保全］

➔ 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。

・浜名湖県立自然公園内における各種行為を許認可及び届出により規制。（特別地域許認可等　26 件、普通地域届出　17 件）

・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、湖西市の海浜地を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。　［自然保護課］

［浜名湖の環境保全に関する啓発］

➔ 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

＜はまなこ環境ネットワーク＞

「浜名湖水環境保全計画」（平成 22 年度末終了）の最終目標であった「住民行動による浜名湖づくり」の実現のために平成 17 年３月に設立された、流域の市民団体・企業などのネットワーク組織。

・はまなこ環境ネットワークとの連携により、環境保全に取り組む団体が参加する交流会及び意見交換会を開催。（令和７年７月、内容：意見交換会、活動内容についてのパネル展示、現地見学会）
［自然保護課］

・はまなこ環境ネットワークとの連携により、浜名湖流域で活動する団体等を訪問。活動内容やイベント情報、団体が抱える課題等を直接取材（６団体）し、団体相互の連携や活動の活性化につながる情報を取りまとめ、インターネットや SNS、紙媒体（ニュースペーパー年２回発行　300 部）により発信。　［自然保護課］



浜名湖環境保全団体交流会

＜浜名湖の水をきれいにする会＞

浜名湖の水質及び環境の保全と適正な利用の推進を図るため、地元行政、商工会、農協、漁協等により昭和 40 年に設立された組織。県も構成員となっており、継続して活動を支援。

・「浜名湖の水をきれいにする会」を支援し、浜名湖周辺の小学生とその保護者を対象とした自然観察等の体験学習会、浜名湖一斉清掃（６月）、地域住民との協働による湖岸に漂着したごみの除去活動を実施。　［自然保護課］

［浜名湖に流入する河川の水質維持］

➔ 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。

・下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設を整備。　［生活排水課］

・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を未受検の浄化槽管理者に送付。

・浜名湖水域に排水する 12 事業場へ立ち入り、排水基準への適合性等を検査。

・11 本の流入河川で水質監視を実施。環境基準の類型指定をしている３河川の全地点（３地点）で基準を達成
［生活環境課］

［ニホンウナギやアサリ等水産資源の管理］

➔ 国等と連携し、資源保護に配慮したウナギ養殖への転換を進めるほか、親ウナギの放流等地域の取組を継続する必要があります。

➔ ツメタガイの駆除のほか、稚貝放流を目的とした天然採苗等のアサリ保護活動を継続する必要があります。

・浜名湖発親うなぎ放流連絡会の事業実施に当たり、一般県民のうなぎ資源保護への関心を高めると同時に、事業の安定した継続を図るため、クラウドファンディングを実施し、20 名から 500 千円の支援を受け、親ウナギ 458 尾（186kg）を放流。

・シラスウナギ採捕は、令和５年 12 月から知事許可漁業に移行し、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針に基づき採捕。採捕許可数量は県内需要量に限定し、県内の養鰻業者の池入れ量を制限。（令和７年漁期の採捕数量は 2,065kg）

・漁業者が設置した被覆網等による浜名湖のアサリの増殖事業を支援。　［水産資源課］

［外来生物の防除］

➔ 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。

・令和４年度から６年度にかけて、いかり瀬、浜名湖ガーデンパーク湖岸、雄踏大橋東側砂浜周辺、女河原海水浴場跡周辺、伊目小学校付近、都築海岸、横山海岸において、外来植物、希少植物、海浜植物の分布状況を把握する調査を実施。外来植物等の侵入により生じる影響をモニタリングするため、各箇所で植生図を作成。


いかり瀬での外来植物除去活動

・地元のボランティア団体・企業と「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ協定」を締結し、高校生などの協力も得ながら、在来の海浜植物の生態系へ多大な影響を及ぼすおそれがある外来植物の除去活動を実施。（令和７年度：11 回、延べ 122 人参加）

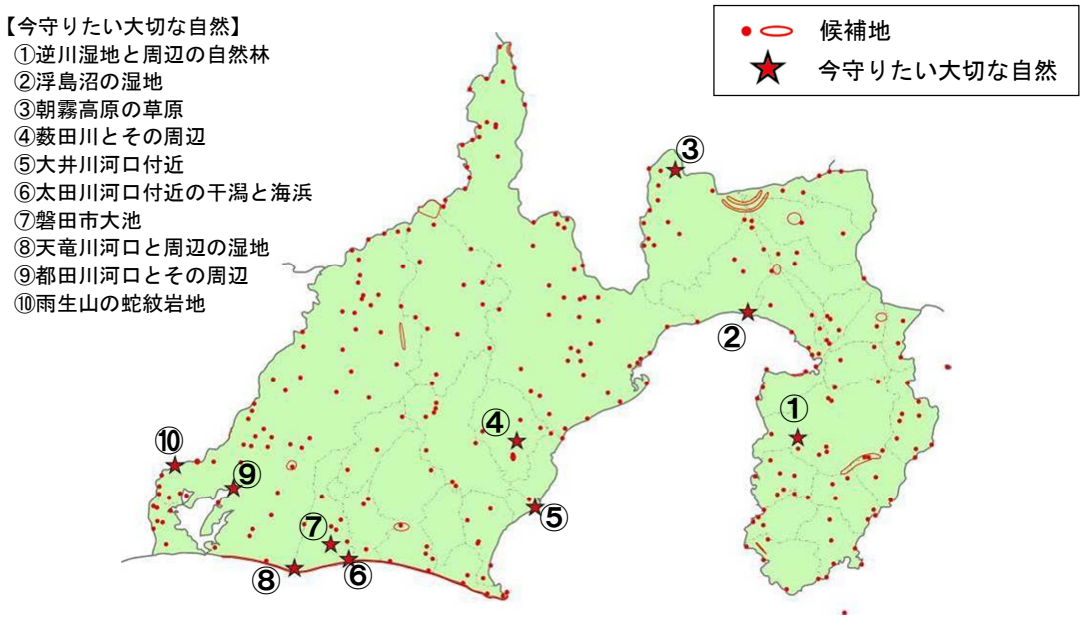
・天竜川・都田川流域の関係市町、民間団体による連絡会を開催し、ヌートリア等の特定外来生物対策の取組を情報共有。　［自然保護課］

5 今守りたい大切な自然

※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

＜今守りたい大切な自然＞

2004 年（平成 16 年）３月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、絶滅危惧種の県内の重要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それにレッドデータブックの基礎調査を行った自然環境調査委員会の各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計 352 箇所が重要生息・生育地の候補地として取り上げられた。また、これらの場所から、開発候補地となりやすい場所、生態的に重要な場所、法的規制等のない地域の３つの選定基準によって、10 箇所の重要生息・生育地を絞り込み、「今守りたい大切な自然」として選定した。



今守りたい大切な自然 10 箇所及び候補地
【資料：まもりたい静岡県の野生生物-静岡県版レッドデータブック（静岡県、2004 年（平成 16 年））】

主な活動事例

➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

・磐田市の桶ケ谷沼では、桶ケ谷沼ビジターセンターを拠点として、県、市、地域住民、地元研究者、NPO 法人等が連携して保護活動を行い、ベッコウトンボをはじめとする貴重な動植物の生態系を保全。令和７年４月 20 日と４月 27 日に、ベッコウトンボの調査会が実施され、156 個体を確認。　［自然保護課］



ベッコウトンボ調査会

100 年後、1000 年後にも



自然と人が共生できる静岡県に

ふじのくに生物多様性地域戦略

【令和７年（2025 年）度 評価書】

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町９番６号
TEL 054-221-2719　FAX 054-221-3278